

平成27年(ワ)第13562号 福島被ばく損害賠償請求事件

原告 井戸川克隆

被告 東京電力ホールディングス株式会社 外1名

令和6年4月24日

東京地方裁判所 民事第50部 合ろ係 御中

原告 第34準備書面  
現地進行協議

原告 井戸川克隆

## 目次

はじめに .....	4
1 違法な20ミリシーベルトの姿が作った町を見る ....	4
2 原発事故は人災である .....	6
第1章 現地進行協議の本旨 .....	8
第1 因果応報を見る .....	8
1 前段で事実を示す .....	8
2 被告東電の虚偽を示す文書（甲口第103号証） ...	9
第2 原告が望む現地進行協議の目的 .....	12
1 ウソの正体を詳らかにすること .....	12
2 現地進行協議に期待すること .....	12
3 ウソの被害 .....	14
4 人生破壊と家系の継承の場の喪失 .....	15
第3 現地進行協議の実施に当たってのご注意事項 .....	17
第4 双葉町入域に当たっての予備的知識(必須) .....	18
1 放射線防護の基本 .....	18
2 放射線防護の服装等について .....	18
3 原子力発電所の国の役割について（抜粋） （甲口第104号証） .....	19
4 放射線管理区域の理解について .....	20
（1）法令上の規制 「ATOMICAより引用」 .....	20
（2）下記は「令和3年2月26日 原子力規制委員会原子力規 制庁の資料から引用」 .....	21
（3）（管理区域への立入制限等） .....	21
（4）従来 of 緊急時放射線モニタリングの考え方（重要）	

.....	22
(5) 平成22年度福島県原子力防災訓練時のチラシより	24
(6) 福島県環境放射線モニタリングデータ（抜粋）	25
第5 被災前の実態確認.....	27
1 双葉町広報用パンフレット.....	27
2 双葉町は穏やかな風景が戻ることを待っている（代表例）.....	29
3 双葉町住宅地図が原発事故で消された.....	30
4 福島県原子力防災訓練の記録と約束 （平成22年11月25・26日）.....	36
5 双葉町は被告東電、被告国を信じていた.....	39
6 被告東電の放射線防護教育用テキストに学ぶ.....	40
第5 被災後の現状確認.....	46
1 被災後の現状確認を求める事由.....	46
2 原告の被ばく状況証拠写真.....	47
3 地震・大津波直後の状況.....	50
第2章 現地進行協議の実施.....	51
第1 現地進行協議実施体制と時刻.....	51
(1) 参加者（総勢37名、車両9台）.....	51
(2) 車列.....	51
第2 現地進行協議内容（行路順）.....	52
1 集合場所.....	52
2 双葉町新役場.....	53
3 産業交流センター.....	54
4 スクリーニング検査場.....	55
5 入境ゲート.....	56

6	郡山公民館 ①	57
7	郡山海岸 ②③	61
8	原告自宅・住宅兼倉庫・蔵 ④	63
9	俵丸井貸与地 ⑤	67
10	圃場 ⑥	69
11	旧双葉町役場 ⑦	69
12	ヘルスケアふたば ⑧	83
第3	原子力施設に係る平成22年度上期放射線管理等報告について	9
1		
第4	失った損害の具体的内容	94
1	双葉町民が失った団体の行事	94
2	双葉町長と町民が失ったもの（原文のまま）	96
(1)	平成23年新年のあいさつ	96
(2)	町長施政方針の不執行	97
(3)	原子力発電所との共生と住民の安全確保について	98
(4)	双葉町としての悔しさⅠ	100
(5)	双葉町長としての悔しさⅡ	104
(6)	不要な中間貯蔵施設計画の現状	107
	むすびに	113

## はじめに

### 1 違法な20ミリシーベルトの姿が作った町を見る

双葉町の変遷の姿を確認していただくのが目的である。

下記の双葉町は 51.4 km<sup>2</sup>という狭隘な町で、山地が約 6 割、農地が約 3

割、道路、河川、公園緑地を含む公共用地約1割で、人口約 7,000 人でした。

以下は、平成 23 年 3 月 11 日時点の双葉町の町勢

《平成 22 年度町政要覧より》

面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (人)	世帯数 (戸)	歳入総額 (百万円)	歳出総額 (百万円)	農地 (ha)	森林 (ha)	
51.4	6,981	2,483	6,277	5,962	750	2,989	

「注：歳入・歳出総額は、町の財政規模。歳入のうち原子力発電所の固定資産税は約15億円になっていたのので、町の産業構成が極端に原子力発電所に依存していた。町は企業城下町となっていて、行政と民生は、原子力発電所に左右されていたのが実態であった」。

この流れに、終止符を打ったのが、原子力発電所の事故である。



《上記写真は決して明るくない姿である 2014.10.30 》

違法な20ミリシーベルトの押し付けを、双葉町が跳ね返していたら、避難解除が実現できないので、現地進行協議は実現できなかった。

現地進行協議の実施を前に、予定された場所を計測したら、東電の入所

教育教材に記されている、放射線監視区域区分でいうところのC/D区域にあたる数値が各地で計測されて、避難解除が虚偽であることが判明した。

## 2 原発事故は人災である

たった一人の決断が地獄への道行だった。それは、ある時、東京電力本店で行われた「御前会議（福島第一原発の津波対策の先送り）」の決断だった。土堂副所長によれば、東京電力はこの時、新潟県の柏崎刈羽原発が、中越沖地震の影響で、すべての原発の運転を停止していた。この復旧工事の費用と、運転停止に伴う収入減と合わせて、大幅な赤字経営に陥っていたということだった。

平成 22 年のある日、福島第一原発の土堂広一副所長が、双葉町役場の町長応接室で、双葉町長（原告）と対面していた。話題は第一原発の地震対策（津波の言葉を一切語ることはなかった）について、地震対策工事に着手する時期については、柏崎刈羽原発の改修が終わり、運転再開し、債務超過を回復した後になるということ話を話題にしていた。双葉町長はこの時、本店の「御前会議」の内容、及び、東電第一に 15.7m の波高の津波の予測を東電設計が報告していたことなど、双葉町にとって不利益な情報が全く知らされておらず、土堂副所長の話をもっともだなど納得させられていた。今思うと、この時、土堂副所長は薄ら笑いながら答えていたことを、疑えばよかった。土堂副所長に全幅の信頼をしていたので、騙されるという警戒心はなかったのが、命取りになってしまったので、なおさら、このウソがなければ、当然に発電所の運転の停止を求めていたので、本件事故は起こらなかった。

双葉町は、福島県から示された、平成 17 年 1 月「福島県沿岸市町津波避難計画策定の手引き」を基に、双葉町の津波避難計画の素案が、平成 19 年度に資源エネルギー庁の委託で（財）電源地域振興センターが請負い、平成 20 年 3 月に「双葉町津波防災計画策定基礎調査報告書」が作られていた。

次頁に、町内各地の津波の規模の想定結果を示す。

表Ⅱ.3-3 双葉町内における津波の規模の想定結果

地点名	想定地震及び震度	影響 開始時間	第1波ピーク 津波到達時間	第1波ピーク 津波水位	最大波 津波水位	最大 遡上高
中浜 海岸	宮城県沖の地震（震度5強）	48分	55分	2.4m	2.4m	3.5m
	明治三陸タイプの地震（震度4以下）	58分	62分	2.0m	3.6m	6.4m
	福島県沖高角断層地震（震度5強）	23分	45分	3.8m	3.8m	4.9m
前田川 河口	宮城県沖の地震（震度5強）	48分	55分	2.0m	2.0m	3.4m
	明治三陸タイプの地震（震度4以下）	57分	62分	1.9m	3.1m	6.2m
	福島県沖高角断層地震（震度5強）	23分	45分	3.2m	3.2m	4.6m

この素案に目を通していた双葉町長は、中央防災会議の審議とか、長期評価及び東電設計が報告した、第一原発に波高 15.7mの津波予測など全く知らなかった。知っていたのは、福島県が示した津波避難計画策定の手引きに記されていた双葉町の最大波高の 3.8mだったので、土堂副所長が 15.7mの波高を知りながら、地震対策のみの話題にしていたことは、本件事故後まで知らなかった。

たった一人の決断について、本店の「御前会議」で示された「津波対策は不可避」という上申を、勝俣恒久社長が下した「対策工事は不可」という決断と、たった一人の双葉町長の「柏崎刈羽原発復旧工事優先」という決断が、双葉町の運命を変えてしまった。

たった一人、それぞれの二つの決断には、15.7mの波高を知りながら津波対策を指示しなかった一人と、15.7m波高の不告知により津波対策を求められなかった一人とは、正と負の対立関係にある。

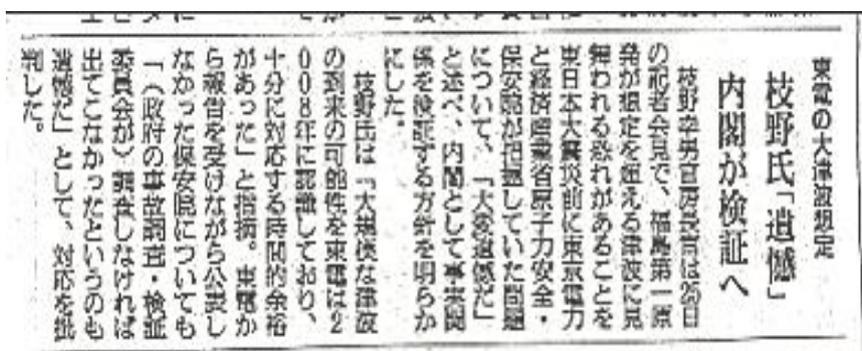
この二人の対立を知りながら、規制を行わなかった規制主務省庁の、経済産業省資源エネルギー庁原子力安全・保安院が加わり、本件事故後は二（被告国・同東電）対一（原告）となり、前期（本件事故前を「前期」という。）に執り行った行為（防災訓練等）、約束（事故対応の法・マニュアル等）を、原告ら（発電所周辺自治体 6 町）を、優越的地位を悪用し、事故対応体制から一番被害が大きい双葉町等を排除するという破廉恥で、「卑怯な行為」を事故発生時から今日まで至っている。

論外な事故後の対応を是としたい被告東電、被告国は、バーチャルリアリティーを工作し、騙し、そして、騙された善良な発電所周辺自治体の法外な姿を示しているのが、今の双葉町の現状であることを認識していただきたい。

## 第1章 現地進行協議の本旨

### 第1 因果応報を見る

#### 1 前段で事実を示す



《上記は、朝日新聞記事》

原告がいう「ウソ」とは、上記の記事から始まった。「当時の枝野幸男官房長官が、『大規模な津波の到来の可能性を東電は2008年に認識しており、十分に対応する時間的余裕があった』と指摘。東電から報告を受けながら公表しなかった保安院についても『（政府の事故調査・検証委員会が）調査しなければ出てこなかったというのも遺憾だ』として、対応を批判した。」という、枝野幸男官房長官の発言は、東日本大震災に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故（以下、「本件事故」という。）の責任の根源を証明している。

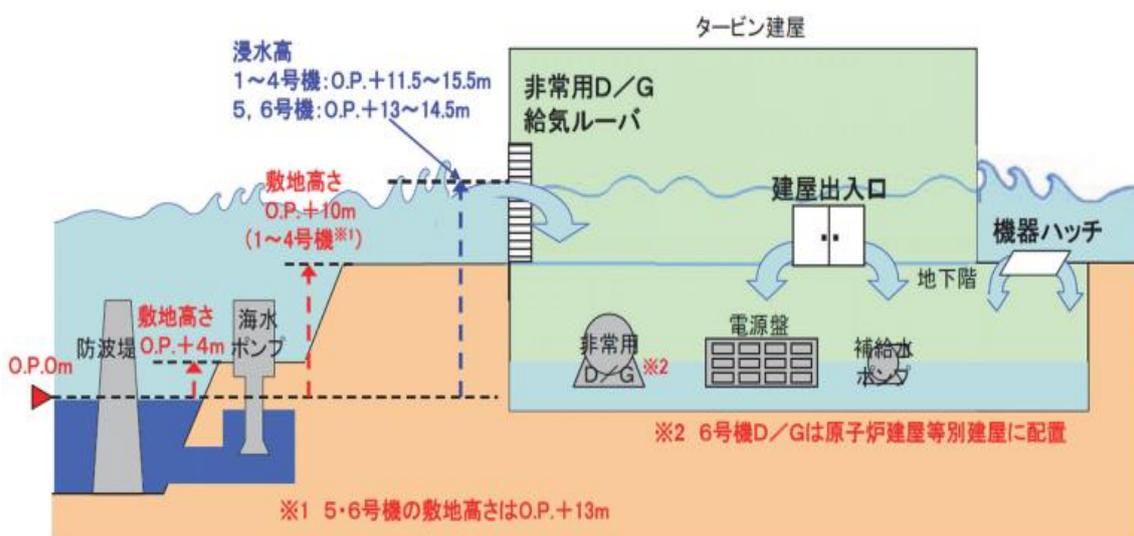
## 869年貞観の地震による影響に関するまとめ

- 869年貞観の地震が福島サイト基準地震動Ssに及ぼす影響について検討を行った。
  - 「日本被害地震総覧」による諸元を用いた場合、
    - ・ M-Δ図による震度はIV～V程度であり、塩屋崎沖の地震③と比較して同程度以下。
    - ・ 耐専スペクトルによる評価結果は、諸元の中央値を用いた場合、短周期側の主要な周期帯で塩屋崎沖の地震②、同③を下回っており、諸元の幅を考慮した場合も、不確かさとして考慮している仮想塩屋崎沖の地震(①～③同時活動)を下回っている。  
→ 策定した基準地震動Ss-1を下回る。
  - 佐竹ほか(2008)による波源モデルを震源断層と仮定した場合、
    - ・ 耐専スペクトルによる評価結果は仮想塩屋崎沖の地震と同程度あるいは少し上回るものの、策定した基準地震動Ss-1を下回る。
- 869年貞観の地震については、今後も引き続き知見の収集に努め、適宜必要な検討を行っていく所存。

上記は、平成 21 年 7 月 13 日「福島第一原子力発電所・同第二発電所の敷地周辺の地質・地質構造及び基準地震動 Ss の策定について(コメント回答)」の文書に、「策定した基準地震動 Ss-1 を下回る」と、明記してある。平成 20 年春には東電設計から 15.7 m の波高の津波の報告があり、平成 20 年 9 月には、第一原発第二応接室で、津波問題の秘密会議が行われて、津波対策は不可避という結論が出ていたにも関わらず、このような虚偽の文書を作っていたことは**極めて悪質なウソ**を記している。平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災に伴う大津波とは真逆のことが記されていた。

この文書が事実であったならば、双葉町及び原告は「本件事故」に遭遇することなく、現在まで、そして、これからも双葉町で安定した生活を続けられたのである。

以下の資料は、被告東電「福島原子力事故調査報告書（中間報告書 37 頁）」より引用した。



「(1)主要建屋への浸水経路：福島第一原子力発電所の主要建屋（原子炉建屋、タービン建屋、非常用 D/G 建屋、運用補助共用施設（共用プール建屋）、コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋及び集中環境施設。1～4 号機側は O.P+ 10m、5/6 号機側は O.P+ 13m の敷地の高さ）の周囲は全域が津波の遡上により冠水した。冠水は 1～4 号機側のエリアで厳しく、建屋周囲の浸水深さは 5.5m にも及んだ。」と、記されている。

上記図から見てきたのは、福島第一は OP+ 5.6m 以上の津波には耐えられず、モータが水没することを示している。したがって、東電設計報告の 15.7m の津波には、非常用海水ポンプが水没することが、分かっていたことになる。

この図をいかなるウソ偽りでもってしても、事実だから作り変えること

はできない。

被告東電は、本件事故発生直後から、事故前の約束を滅却して「想定外」と公言したが、事故前の文書を省みると、ウソのオンパレードになっている。当現地進行協議において、被告東電はウソの上積みをしている。ウソの上積みとは、放射性物質が波のように漂っていることを隠ぺいし、ウソで形成した復興を裁判官に説明していることは、更に罪深いものになっている。

ウソの見本を以下に記す

甲第 33 号証  
第 1 部 参考資料

【参考資料 1. 2. 1】

電事連の部会（平成12（2000）年）に報告された津波に関するプラント概略影響評価は以下のようにまとめている。

	水位上昇側			水位下降側		
	1.2倍	1.5倍	2.0倍	1.2倍	1.5倍	2.0倍
泊1、2号	○	○	○	×	×	×
東通1号	○	○	×	○	○	○
女川1～3号	○	×	×	○	○	○
志賀1、2号	○	○	○	○	○	1:○ 2:×
福島第一1～6号	×	×	×	1、2:× その他:○	×	×
福島第二1～4号	○	○	○	○	1、3:× 2、4:○	×
柏崎刈羽1～7号	○	○	1～4:× 5～7:○	○	1～3:× 4～7:○	×
浜岡1～5号	○	×	×	○	○	○
東海第二	○	×	×	×	×	×
敦賀1、2号	○	○	○	○	○	1:○ 2:×
大間	○	○	○	○	○	○
もんじゅ	○	○	○	○	×	×

表 1. 2. 1-1

○：影響なし ×：影響あり ※1：津波水位評価に用いる活断層は、設置許可申請書ベースと文献断層のものとした（カッコ内は文献断層） ※2：簡易評価結果

議事録<sup>24</sup>には以下のように記されている。

土木学会津波評価部会における7月からの津波水位に関する議論に先立ち、解析誤差を考慮したプラント影響評価を実施した結果について報告がなされた。

<sup>24</sup> 電事連資料

被告東電は、上記のX印について、本件事故を想定外とは言えまい。

被告東電は、民間企業であることを自覚せず、当現地進行協議において、元職とはいえ、事故発生当時の双葉町長であった原告井戸川克隆に対し、ウソのシナリオで町が復興したなどと主張することは、本件事故の責任を原告に転嫁していることを示している。

原告は、本件事故発生以降の政府・被告東電の法外な行いを、すべてを認めていないことを、改めて、ここに主張しておく。

## 第2 原告が望む現地進行協議の目的

### 1 ウソの正体を詳らかにすること

ウソは反則、ウソは泥棒の始まりと言われて育ちましたので、普通の人間社会では卑しい行いとされてきました。まして、行政の行為がウソで、住民に被害を与えることは、公務員職権濫用罪に当たる。本件事故に際して、被告東電、被告国のウソ、虚偽、偽装には際限がなく、被災者・国民の受けた被害・損害は、終わることはなく続いている。

本件、現地進行協議はウソで壊され、ウソの復興と騙され続けている双葉町、並びに、双葉町民の災難の実情を、見分するために行うものと承知している。

東日本大震災に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所破壊事故により、発生させた様々な事件を、発電所所在の双葉町は、ウソの人災によって双葉町自治体の破壊、並びに、原告井戸川克隆の主権を破壊した爪痕をたどるため、東京地方裁判所民事第50部の裁判官による現地進行協議をお願いするものである。

### 2 現地進行協議に期待すること

令和5年11月29日に実施された双葉町現地進行協議に際し、原告は、かねてからウソの実態を明らかにすべく、大きな期待をしていました。

その最大の理由は、被告東電並びに被告国に騙されて町を失い、そして又

、騙されて復興という虚飾に包まれた双葉町の実像をご覧ください。ことです。

「騙されて町を失い」という原子力発電所の事故は、双葉町に対し、何があっても「止める」「冷やす」「閉じ込める」ので、安心していてくださいと、被告らが長年語っていたので、本当なんだろうなと思っていたら、7000人の終の棲家としていた双葉町から避難することになった。事故後、原告が「人生を賭けて事故の原因を調べたら、原子力発電所は地震、津波如きで『簡単に壊れるもの』」であることが判明したのである。

要するに、発電所は立地町らと結んでいた「略称：安全確保協定」を裏切った結果が、事故の主因であることも分かってきた。

「騙されて復興という虚飾に包まれた双葉町の実像」とは、2011年3月11日以降の出来事から、今日までの変遷をいう。騙されてとは、原発事故が発生したら、先ず、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に定められた、事故対応体制を立ち上げることになっていた。ところが、菅直人総理が独裁をふるい、上記の2つの定めを葬り、正確な事故情報を閉ざし、原告を含む発電所周辺の自治体を、事故対応体制に参加することを拒み、法外な体制の「内閣府原子力被災者生活支援チーム」という無法組織を作り、現場の汚染実態にそぐわない机上の避難区域を公示し、違法な20ミリシーベルトという虚数を提示し、放射能の被害を倍加させ、その実態を隠している始末である。

この過程で、原告らが望まない被ばくをさせられたのは、奇襲攻撃であり、想定すらしなかった傷害事件である。なぜ、傷害事件かといえば、現場を抱える原告らと事故情報の共有を閉ざし、避難に必要な事故情報と時間を遮ったことで、避難開始が遅れ1号機のベント被ばくと、1号機爆発の降下物の被ばくという「二重の被ばくをさせられた」被害をいう。

さて、今日の双葉町の現状は、発電所からの放射性物質の放出が続いており、事故の終息には至っていない状態にある。先に提出済みの立ち回り先の桑原氏の計測結果からも、高度に汚染されていることが証明されている通り、除染済みということで双葉町が避難解除したことは、明らかに間違いであることが証明された。

一般公衆の被ばく限度の1ミリシーベルトという考えから判断すると、双葉

町の避難解除は騙された結果の姿を示している。

### 3 ウソの被害

本件事故による実被害を語ると、先ず、原告に降りかかる「ウソの実態」を語らなければならない。

1. 被告東電が言う想定外というウソの流布。
2. 経済至上主義者たちの悪意のコーポレートガバナンス。
3. 法にないコンプライアンスの強制。
4. 忖度する歴史修正主義者たちの原告らへの口撃。
5. 存在していた原子力災害対策マニュアル等の滅却。
6. 規制主務省庁の任務懈怠から原告らへの責任転嫁。
7. 災害対策基本法第一条、三条、四条の定めの実態の放棄。
8. 双葉町を壊滅させて、東京電力を栄えさせる BCP 政策。
9. 「ウソ」の放射線リスクを語る国際機関らの妨害。
10. 経済至上主義者たちに忖度するメディアの誤報。

などによって生じている事故の加害、悪質性を追求することを怠っている政治家たちの怠慢によって、本件事故の現場検証と反省をことごとく葬って、原告ら被災者たちを救済することなく、阿鼻叫喚状態にしている双葉町の被害の全容は、外部の利益相反関係者が語るのではなく、町民たちが秘めている内心の思いが表に出始めると、被害の大きさと実態がわかってくる。

町の復興住宅で町民たちに思いを聞くと、「町は無くなる」と語っている。復興住宅に住んでいる人の半分は、町外から来た人たちだ。復興住宅に住んでいる町民は高齢者が多く、町内が放射能に汚染されていることは承知しているので、現在住んでいても、やがて、次世代の町民はここからいなくなると、原告に語っていた。

被告東電は、自分が侵した双葉町消滅事象について、国民の税金で賄っている中途半端な復興を示したとしても、多くの町民が帰ってこない現状を変えることはできない。

むしろ被告東電は、「汚染者負担の原則」に基づき、事故に掛かる

すべての費用を賄ったJCO臨界事故時の負債を、ジェー・シー・オー株式会社東海事業所が、事故対応に要した費用を、全額完済した歴史を忘れてはいけない。被告国は、これを被告東電に求償しなければ、「ウソによる国富の喪失」に加担したことになる。

追記、JCO臨界事故時において、1ミリシーベルト以上の被ばくを受けたと思われる全ての人々は、茨城県が、現在も健康診断を無料で続けていることを付け加えておく。

これは、原告らに対する差別であり、隠ぺいによる債権回収請求妨害事件である。

尚、原告の被害・損害は、以上の要点を踏まえ、東京地裁の裁判官の皆さんには、現地進行協議の実施により、事故の大きさとウソによる被害隠しを、確認していただきたいと願う次第である。

#### 4 人生破壊と家系の継承の場の喪失

2022年4月5日撮影←



母屋、住宅兼作業小屋、蔵

ここに記した写真は、歴史の継承地であり、生活の基盤であった井戸川家の空撮写真である。井戸川家の歴史は古く、原告は嫡男ではなかったが、長兄に子供がいなかったために、末弟の原告に家系の継承の順番が来た。嫌々ながら嫡子になり、先祖の墓守になった。

家系の継承者になった以上は、貧農の親から自立し、水道工事業を始めた。傾いていた家計を立て直すために、寝食を忘れて事業の発展に努めていたが、双葉町の財政が債務超過へ進んでいたために、家業よりも、町民として、

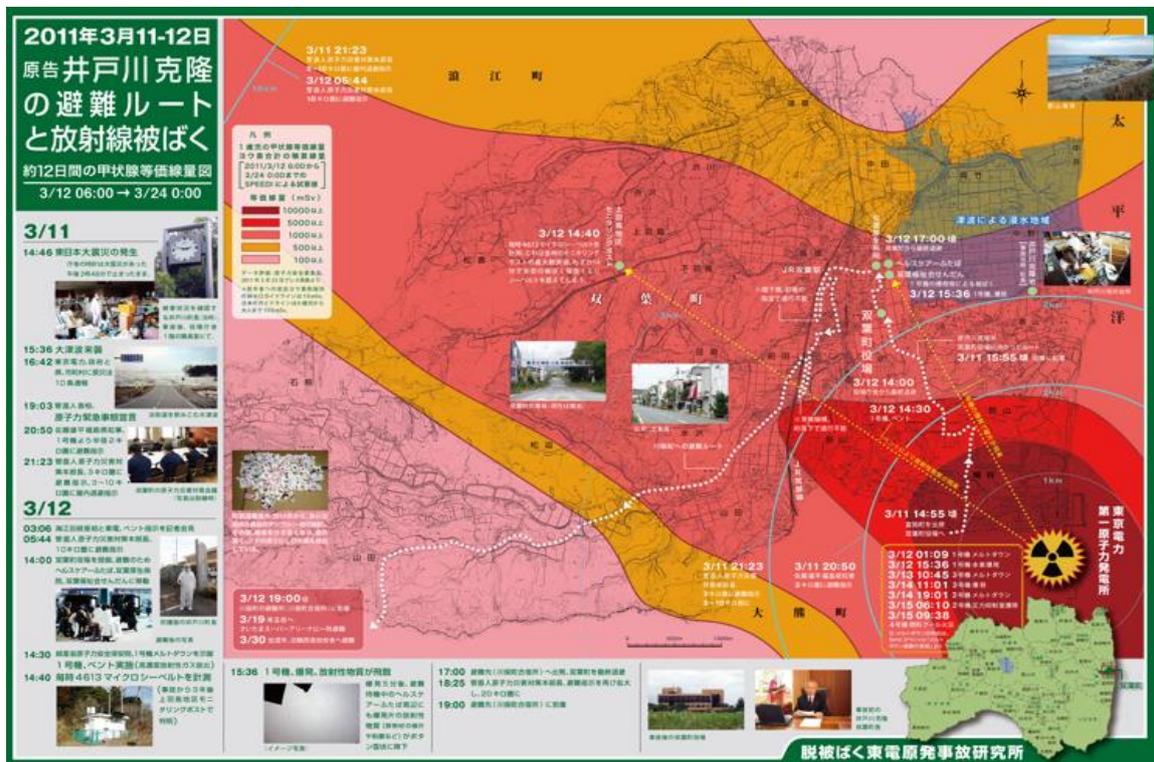
町を破綻させられないと決意して双葉町長になった。

双葉町長に就任してからが苦労だった。原発に頼りきりの町政は、自助を忘れていたので、まず町長給料を70%減額し自ら身を切り、財政を切り詰めて借金地獄から改善させていた矢先の本件事故だった。

原発事故以後、町、町民、原告、家族らは事実を隠され、だれもが有する私権を封じられ、この世にない嘘まみれにされ、阿鼻叫喚に苛まれている。

一方、事故の第一義的責任者の東京電力並びに社員たちは、優越的地位を悪用して生業、家庭の崩壊・喪失は無く、平然と原告らを見下している姿に憤りが隠せない。

《以下は、2011.3.11/12日の原告の被ばく被害を示す行動記録》



上図は、2011年3月11日から3月12日まで、双葉町内の原告の足跡を示したものである。

### 第3 現地進行協議の実施に当たってのご注意事項

【東京電力が事故前に、双葉町民に公言していたのは、何があっても発電所の運転を「止める」、そして核燃料を「冷やす」、その次に放射能を「閉じ込める」と、常に語っていた。

しかし、日本中・世界中が観ての通り、東京電力の第一原発は地震と津波程度で壊れるものを造っていたので、自然力には、なす術もなく壊れるものだったことが発覚して、3つの公約は全部果たすことができなかった。原告が判断するところ、3つの約束は、発電所周辺の住民を騙すための口実だったことが、あぶりだされたのである。

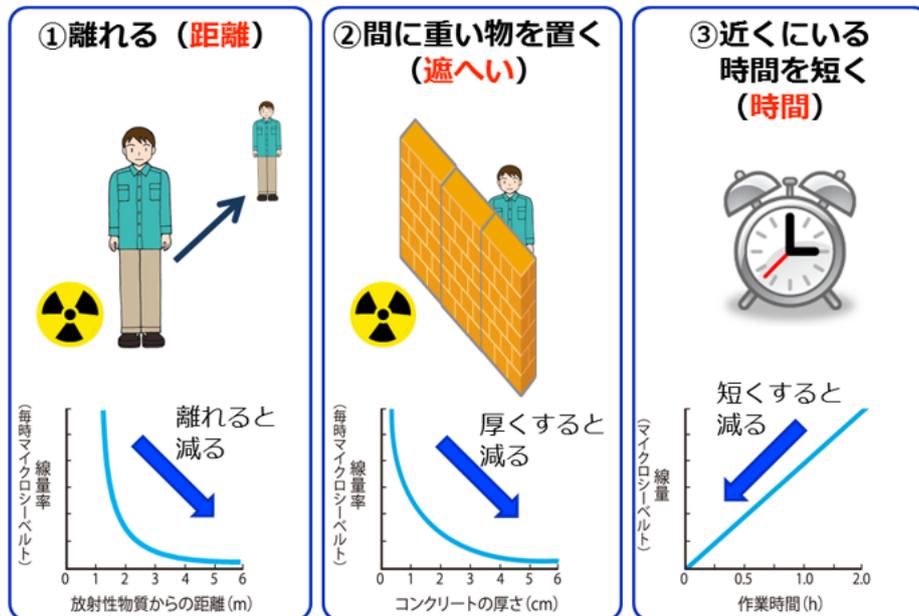
「双葉町入域に当たっての予備知識」に記したように、18歳以下の入域及び10時間以上の入域は禁止されているが、双葉町内は、放射線管理区分が杜撰になっているので、法を守る立場の裁判官の皆さんには、被告東電が守ってきた管理区域区分に則った装備で入域をお願いした。

被告東電のウソで壊された「双葉町」を東京地方裁判所民事第50部の裁判官の皆さんに、原告の町、放射能で破壊された双葉町の実情の見聞していただいた記録を、本準備書面に記した。

## 第4 双葉町入域に当たっての予備的知識（必須）

### 1 放射線防護の基本

#### 線量低減 外部被ばくの低減三原則



《環境省の資料から転載》

原告評価：上記は、100 ミリシーベルト以下の放射能の被ばくは、影響がないから免責されるとは書いていない。

むしろ、離れなさい、近寄るな、短時間に離れなさいという放射性物質の放つ影響からの防護の原則を示している。本件、現地進行協議においても、上記の3原則は厳守しなければならないの、効率よく見分をすることにする。

### 2 放射線防護の服装等について

双葉町内は、世間でいわれるような安全な環境には程遠く、今般の汚染の調査結果に示された強度の汚染地帯なので、本件事故前に東京電力が入所教育で示していた、B・C区域用の備えが必要と判断しているので、イ・ウの装備をする。

ア タイバック装着する前に用便を済ませること。

イ 放射線防護の装備は、スクリーニング会場から手渡されるもの

を着装する。

裁判所御一行には、ゴム長靴をそれぞれに準備する。又、万が一の際の除染用ペットボトルをそれぞれお渡しする。

ウ マスクは高性能のものを使用する。

### 3 原子力発電所の国の役割について（抜粋）

（甲口第104号証）

平成17年10月 福島県が発行する「確かな安全・安心のために」の6頁から抜粋

#### 4.1.5 国の役割

##### 【現状・問題点】

- 運転の長期化に伴い、予期しなかった様々な経年劣化事象が発生、今後、さらに高経年化が進行



**国が安全確保に責任をもった高経年化対策システムを構築し、有効に機能させていくことが求められます。**

国が自ら安全を確保するという観点から、

- 国内の事象、海外の事象や安全規制の状況、他産業の経験等を踏まえ、水平展開を図る等、常に新たな知見を取り込み、**運転年数に関わらず、高経年化対策全般について、十分な見直し・検討を行い、その結果を国民に示すこと**
- 事業者の取組みに関する国の審査の法的な位置付け、安全規制に係る新たな許認可制度の創設など、**国が安全確保に責任を持ったシステムを構築すること**

ここに、国には原子力発電所の監視、監理・監督を行うよう、発電所所在の福島県及び発電所敷地周辺の自治体が求めていたことが証明される。したがって、被告国は被告東電を救済することは間違いで、発電所敷地周辺の住民の救済を最後まで行わなければならない。

#### 4 放射線管理区域の理解について

##### (1) 法令上の規制 「ATOMICAより引用」

###### 管理区域 かんりくいき

原子力施設や放射線利用施設等であって、関係者以外の者の無用な放射線被ばくを防止するとともに、施設内で作業する人の被ばく管理を適正に行うため、放射線被ばくのおそれのある区域を他の一般区域から物理的に隔離した区域を管理区域という。このうち外部被ばくのみの可能性のある区域を放射線管理区域、内部被ばくの可能性もある区域を汚染管理区域と呼んでいる。放射線障害防止法の施行規則第1条1号及び平成12年告示（平成18年最終改正）第4条では、管理区域として扱うべき区域を以下のとおり定めている。1) 外部放射線に係る線量が実効線量で3か月あたり1.3ミリシーベルト（mSv）を超えるおそれのある区域。2) 空気中の放射性同位元素の濃度については、3か月間の平均濃度が空气中濃度限度\*の10分の1を超えるおそれのある区域。3) 汚染された物体の表面の放射能密度が表面密度限度の10分の1を超えるおそれのある区域。及び、4) 外部放射線による被ばくと空気中の放射性物質の吸入による内部被ばくの双方の可能性がある場合には、上記の1) と2) に定める基準値に対するそれぞれの比の和が1を超えるおそれのある区域。管理区域の出入口では、人や物品の放射能汚染が徹しく管理される。\* 空气中濃度限度とは「1週間についての平均濃度」である。

<登録年月> 2011年04月

原告評価：本件事故後において、「管理区域」という固有名詞を被告らから聞いたことはなく、ひたすら主張を繰り返してきたのは原告らの少数に限られている。多くの善良で放射線に深い理解を示している有識者がいたのかもしれないが、危機を煽るなという風圧がマスコミを抑えたのかもしれない。

本件事故は、危険を煽るなという一部の原子力利権者らとは真逆の大きさで、人類最大の規模と汚染量である。汚染量を矮小化することを可能にしたのは、太平洋の海水中と空中に拡散した汚染量をカウントしないからである。

上記の管理区域の設定を怠ったのは、不作為である。

(2) 下記は「令和3年2月26日 原子力規制委員会原子力規制庁の資料から引用」



原告評価：上記は、一般公衆の線量限度と発電所周辺監視区域内との関係を図示したものである。特筆すべきは、本件事故直後から図示された区域区分が行われず、世間を騙し、被ばくの影響を否定していることである。

本件事故後に、区域区分を示さなかった規制主務省庁の責任は大きく、任務懈怠並びに背任であることは間違いなく、国民の生命、身体を守れと定められていた法律に違反し、法外な組織並びに専門家らを利用して、20 ミリシーベルトという法外な数値で、被ばく被害の矮小化を行ったことは、重罪である。

(3) (管理区域への立入制限等)

【第七十八条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、管理区域、保全区域及び周辺監視区域を定め、こ

これらの区域においてそれぞれ次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 管理区域については、次の措置を講ずること。

イ 壁、柵等の区画物によって区画するほか、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別し、かつ、放射線等の危険性の程度に応じて人の立入制限、鍵の管理等の措置を講ずること。

ロ **放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙を禁止すること。**

ハ 床、壁その他の他人の触れるおそれのある物であって放射性物質によって汚染されたものの表面の放射性物質の密度が原子力規制委員会の定める表面密度限度を超えないようにすること。

ニ 管理区域から人が退去し、又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体及び衣服、履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品（その物品を容器に入れ又は包装した場合には、その容器又は包装）の表面の放射性物質の密度がハの表面密度限度の十分の一を超えないようにすること。

三 保全区域については、標識を設ける等の方法によって明らかに他の場所と区別し、かつ、管理の必要性に応じて人の立入制限、鍵の管理、物品の持出制限等の措置を講ずること。

三 周辺監視区域については、次の措置を講ずること。

イ 人の居住を禁止すること。

ロ 境界に柵又は標識を設ける等の方法によって周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限すること。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。】

原告評価：上記の通りで、異論はない。

#### （４）従来の緊急時放射線モニタリングの考え方（重要）

【緊急時には、周辺住民の被ばくをできるだけ低減するため、適切な防護対策（屋内退避、避難、飲食物摂取制限等）をとる必要があります。そのため、地方公共団体に設置される災害対策本部は、原子力安全委員会の「緊急時環境放射線モニタリング指針」に基づいて、緊急事態発生直後、速やかに緊急時環境放射線モニタリング（緊急時モニタリング）を実施します。平常時における原子力施設周辺の環境モニタリングは、地方公共団体、原

原子力施設設置者及び国がそれぞれの役割に応じて実施しています。しかし、原子力発電所等に異常事態が生じ、放射性物質の大量の放出が生ずるか、またはそのおそれのある場合には、災害対策本部に、日本原子力研究開発機構、電気事業者等の専門的支援を受け、モニタリングセンター及び複数のモニタリングチームが組織され、あらかじめ作成されたモニタリング計画に従い緊急時モニタリングを実施します。】緊急時モニタリングは、2段階で行われ原子力緊急事態の発生時に迅速に行う第1段階のモニタリングと、周辺環境に対する全般的影響を評価する第2段階のモニタリングを実施します。

#### 【第1段階のモニタリング】

原子力緊急事態の発生直後から速やかに開始されるもので、この結果は、放出源の情報、気象情報及び [SPEEDI ネットワークシステム](#) 等から得られる情報とともに、予測線量（IAEA は回避線量）の推定に用いられ、これに基づいて防護対策に関する判断がなされることとなります。したがって、この段階においては、何よりも迅速性が必要となり、第2段階で行われる測定ほどの精度は要求されません。第1段階のモニタリングの主要な対象となる放射性物質又は放射線は、原子力施設又は事故の形態に応じて、大気中における放射性の希ガス、ヨウ素、エアロゾル  状態のウラン、プルトニウム濃度及び中性子線及びガンマ線の空間線量率並びに環境試料（飲料水、葉菜、原乳等）中の放射性ヨウ素、ウラン又はプルトニウム濃度です。

#### 【第2段階のモニタリング】

第1段階で要求される迅速性より正確さが必要となり、第1段階のモニタリングよりさらに広い地域について、放射性物質又は放射線の周辺環境に対する全般的影響を評価し、確認するために行われます。第2段階のモニタリングにおいては、積算線量並びに環境中に放出された人体への被ばく評価に必要となる放射性核種が対象となり、空間放射線量率、大気中の放射性物質の濃度、環境試料中の放射性物質の濃度及び積算線量を測定、評価します。 なお、このモニタリングの結果は、各種防護対策の解除にも用いられるとともに、風評対策にも資するものとなります。】

原告評価：上記について、本件事故前に原子力安全・保安院（甲口第

105 号証)が記した資料中(11~12 枚目)に記載されていた。しかし、本件事故においては、全ての実測と公表を行わず、だれが、いつ、どこで測定したのか実データを示さず、空間線量(率)を語り、被ばく被害を受けた人はいないという、虚偽を語って責任逃れをしている。

(5) 平成22年度福島県原子力防災訓練時のチラシより

本件事故においては、「従来の緊急時放射線モニタリングの考え方」は、意図的で犯罪的な、避難させない施策によって、全て実施されていない。したがって、第1段階、第2段階とも行っていないので、正確なデータに基づいた被ばく線量評価はできていないので、推計というまやかしを多用して、被ばく被害をごまかしている。

**避難の効果**

避難は、相当の放射線を受けることになると予測される場合に実施される対策です。  
放射性物質による放射線を避けるために、放射線の影響がない地域に一時的に遠ざかります。

上記は、平成22年度福島県防災訓練時に双葉郡内に配付した防災訓練案内のチラシの一部。内容は放射線源から離れなさいという忠告をしていた。しかし、本件事故においては、IAEAらの原子力産業推進機関の求めに応じて、「避難の効果」を反故にして、避難させない政策に日本政府は転じた。

政府の避難政策に巻き込まれることを察知した原告は、勢い、双葉町民を遠くへ避難させた。原告が執った放射線源から離れる行動は、避難させない政策を推進した日本政府とは対立したが、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法並びに原子力災害対策マニュアルには合致している。

双葉町民の生命、身体及び財産を保護する定めを、原告は忠実に守った唯一の町長として、やがて評価されるだろうと考えている。

(6) 福島県環境放射線モニタリングデータ (抜粋)

(甲ハ第 180 号証)

第51回環境放射能調査研究 成果論文抄録集 (平成20年度)

V-7 福島県における放射能調査 福島県原子力センター 板垣繁幸 星

一 阿部幸雄 西典嗣 梅田光裕 水野哲 阿部智史

1 緒言 文部科学省委託により、福島県が平成20年度に実施した環境放射能水準調査結果を報告する。

表3 ゲルマニウム半導体検出器による核種分析測定調査結果

試料名	採取場所	採取年月	検体数	<sup>137</sup> Cs		前年度までの過去3年間の値		その他の検出された人工放射性核種	単位	
				最低値	最高値	最低値	最高値			
大気浮遊じん	大熊町	四半期	4	ND	ND	ND	ND	ND	mBq/m <sup>3</sup>	
降下物	大熊町	毎月	12	ND	0.090	ND	0.067 (H19)	ND	MBq/km <sup>2</sup>	
陸水	上水蛇口水	福島市	H20.6	1	/	ND	ND	ND	mBq/L	
	淡水	福島市	H20.9	1	/	ND	ND	ND		
土	0~5cm	福島市	H20.6	1	/	18	5.8 (H19)	21 (H17)	ND	Bq/kg 乾土
					/	430	140 (H19)	750 (H18)	ND	MBq/km <sup>2</sup>
壤	5~20cm	福島市	H20.6	1	/	16	ND (H19)	13 (H17)	ND	Bq/kg 乾土
					/	1200	ND (H19)	1200 (H17)	ND	MBq/km <sup>2</sup>
精米	福島市	H20.11	1	/	ND	ND	ND	ND	Bq/kg 精米	
野菜	大根	福島市	H20.11	1	/	ND	ND	ND	Bq/kg 生	
	ほうれん草	福島市	H20.11	1	/	ND	ND	ND		

牛乳 (市販乳)	福島市	H20.6	1		ND	ND	ND	ND	Bq/L
淡水産生物 (いわな)	福島市	H20.9	1		0.006	0.067 (H18)	0.11 (H17)	ND	Bq/kg 生
日常食	福島市	H20.6 H20.11	2	ND	ND	ND	0.080 (H18)	ND	Bq/人・日
海水	相馬市	H20.7	1		ND	ND	ND	ND	mBq/L
海底土	相馬市	H20.7	1		ND	ND	ND	ND	Bq/kg 乾土
海産生物 (あいなめ)	相馬市	H20.9	1		0.10	0.10 (H19)	0.14 (H18)	ND	Bq/kg 生

ND：検出下限値未満

原告の解説：上記表は平成 20 年度の福島県の環境放射線測定結果である。この数値を上回った場合は、本件事故により放出された放射性物質の影響により上昇したものである。

被ばくの有無をいうのであれば、基礎的数値、所謂事故前のデータと事故後の緊急時環境放射線モニタリングデータの比較をし、被ばくの実態を語らなければならない。

本件事故における放射性物質の扱いにおいて、事故に責任がある被告国が、核種ごとの実数を語らず、全て推計という「推論」を用いて、被ばく被害の有無を語っている。同じ「推論」を語ってきた専門家という組織は、長年、国民に被ばく被害が存在しないように偽装してきた利益相反の色濃い者たちである。

被告国が盛んに利用している国際機関の IAEA、ICRP、UNSCEAR 及び WHO、OECD 等は、原子力を利用している構成国と利益相反関係にあり、人類のためという機関ではないことは、あからさまな過去の被ばく被害隠しから、原告らのためにあるものではないことは、本件事故後の対応において、その正体は明らかである。

したがって、原告は自身の被ばく被害において、その判断は国際機関を除外して考えることにしている。

## 第5 被災前の実態確認

### 1 双葉町広報用パンフレット

以下は、双葉町の主張であり、誇りを集約して、町民の意識を高め、外に向かっては古を訪ね、自然の恩恵を知らしめるために作ったものである。

**緑憩う**  
Commune with Nature

**ふたば 針盤 FUTABA TOWN GUIDE 広域図**

**響き渡る自然のハーモニー**  
風に揺れる桜葉のさゆめさ、野鳥のさえずり、耳をすませば、美しい音色となっていただきます。

**いにしへの浪漫に出会う**  
ふたばの歴史を辿り、先人の足跡に触れ、そのすばらしさに感動を覚える。

**Visit a historic Spot**

30.10.22 新井村神社	31. 新井村神社
30.11.32 新井村神社	32. 新井村神社
40. 19. 第一新井村神社	41. 第一新井村神社
40.12.23 新井村神社	42. 新井村神社
40. 7.21 新井村神社	43. 新井村神社
48. 12.22 新井村神社	44. 新井村神社
48. 12.22 新井村神社	45. 新井村神社
48. 12.22 新井村神社	46. 新井村神社
48. 12.22 新井村神社	47. 新井村神社
48. 12.22 新井村神社	48. 新井村神社
48. 12.22 新井村神社	49. 新井村神社
48. 12.22 新井村神社	50. 新井村神社
48. 12.22 新井村神社	51. 新井村神社
48. 12.22 新井村神社	52. 新井村神社
48. 12.22 新井村神社	53. 新井村神社
48. 12.22 新井村神社	54. 新井村神社
48. 12.22 新井村神社	55. 新井村神社
48. 12.22 新井村神社	56. 新井村神社
48. 12.22 新井村神社	57. 新井村神社
48. 12.22 新井村神社	58. 新井村神社
48. 12.22 新井村神社	59. 新井村神社
48. 12.22 新井村神社	60. 新井村神社
48. 12.22 新井村神社	61. 新井村神社
48. 12.22 新井村神社	62. 新井村神社
48. 12.22 新井村神社	63. 新井村神社
48. 12.22 新井村神社	64. 新井村神社
48. 12.22 新井村神社	65. 新井村神社
48. 12.22 新井村神社	66. 新井村神社
48. 12.22 新井村神社	67. 新井村神社
48. 12.22 新井村神社	68. 新井村神社
48. 12.22 新井村神社	69. 新井村神社
48. 12.22 新井村神社	70. 新井村神社
48. 12.22 新井村神社	71. 新井村神社
48. 12.22 新井村神社	72. 新井村神社
48. 12.22 新井村神社	73. 新井村神社
48. 12.22 新井村神社	74. 新井村神社
48. 12.22 新井村神社	75. 新井村神社
48. 12.22 新井村神社	76. 新井村神社
48. 12.22 新井村神社	77. 新井村神社
48. 12.22 新井村神社	78. 新井村神社
48. 12.22 新井村神社	79. 新井村神社
48. 12.22 新井村神社	80. 新井村神社
48. 12.22 新井村神社	81. 新井村神社
48. 12.22 新井村神社	82. 新井村神社
48. 12.22 新井村神社	83. 新井村神社
48. 12.22 新井村神社	84. 新井村神社
48. 12.22 新井村神社	85. 新井村神社
48. 12.22 新井村神社	86. 新井村神社
48. 12.22 新井村神社	87. 新井村神社
48. 12.22 新井村神社	88. 新井村神社
48. 12.22 新井村神社	89. 新井村神社
48. 12.22 新井村神社	90. 新井村神社
48. 12.22 新井村神社	91. 新井村神社
48. 12.22 新井村神社	92. 新井村神社
48. 12.22 新井村神社	93. 新井村神社
48. 12.22 新井村神社	94. 新井村神社
48. 12.22 新井村神社	95. 新井村神社
48. 12.22 新井村神社	96. 新井村神社
48. 12.22 新井村神社	97. 新井村神社
48. 12.22 新井村神社	98. 新井村神社
48. 12.22 新井村神社	99. 新井村神社
48. 12.22 新井村神社	100. 新井村神社



## 2 双葉町は穏やかな風景が戻ることを待っている（代表例）



役場前の田園風景



静かな新山商店街



新山広町通り



双葉駅前通り



双葉駅南側



天王山より町を望む



寺沢ナシ園

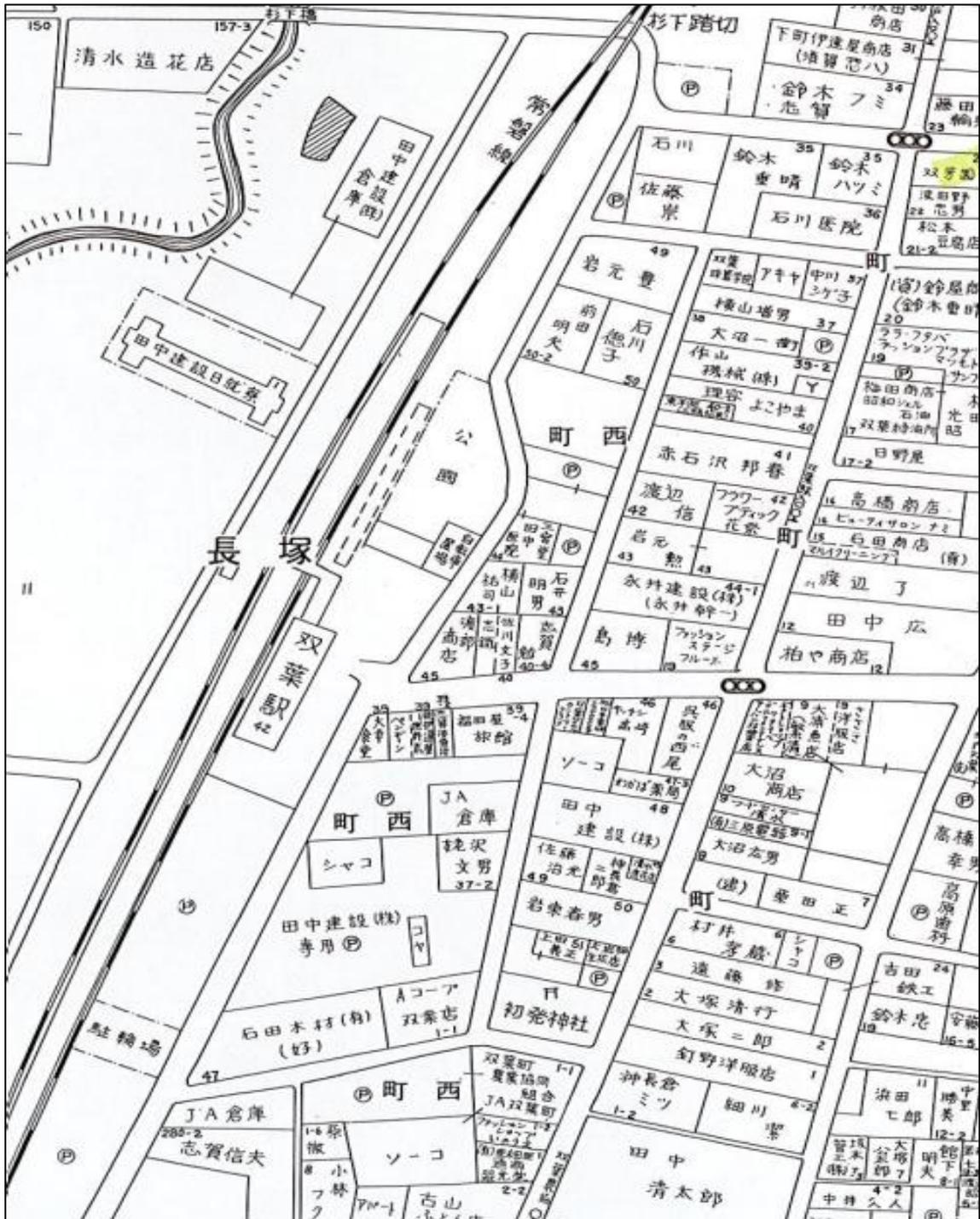


郡山ほうれん草ハウス

原告がいう復興とは、上記の状態に回復することと考えている。

### 3 双葉町住宅地図が原発事故で消された

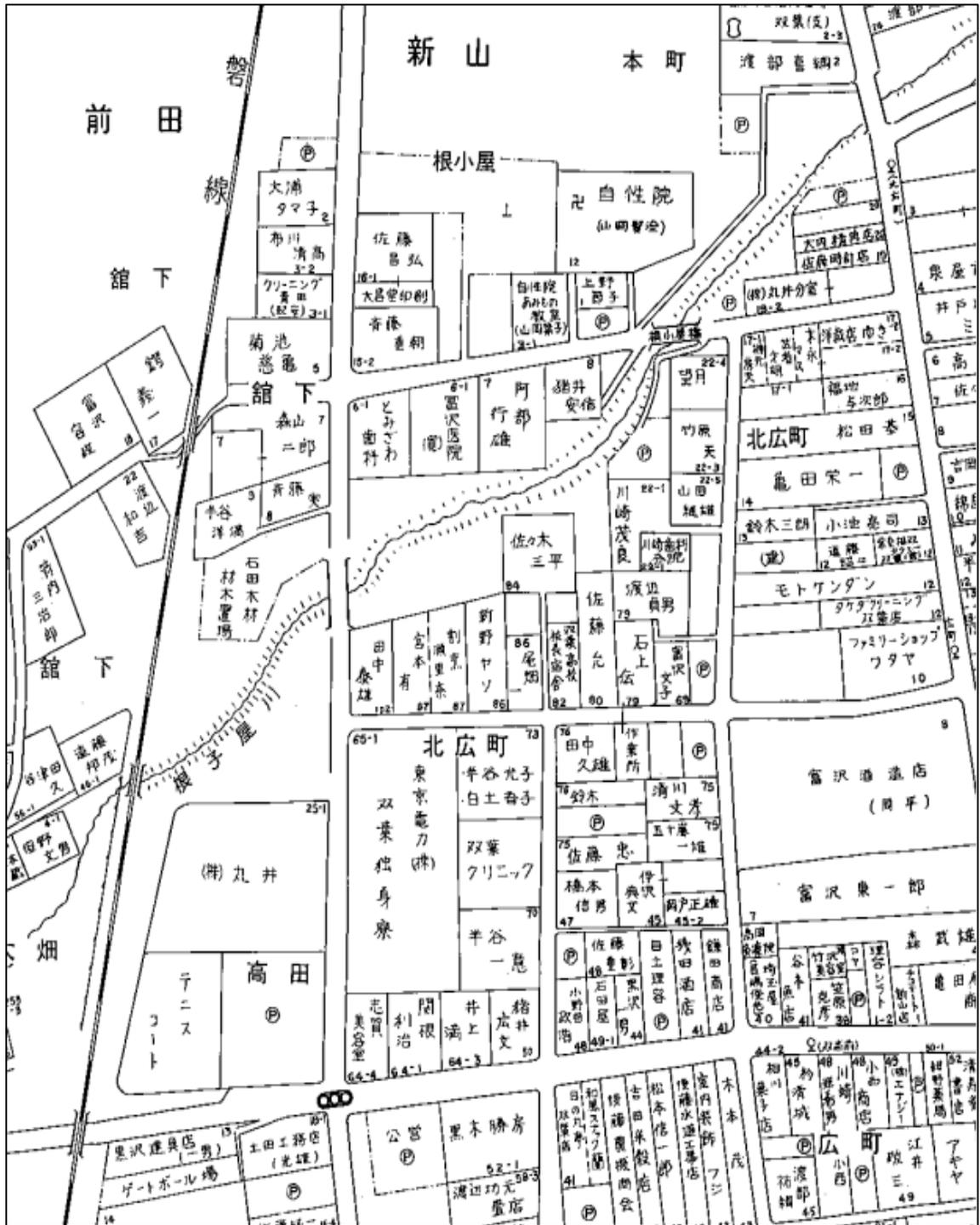
以下は、本件事故前の住宅地図



《上図は、双葉町大字長塚周辺を示す》



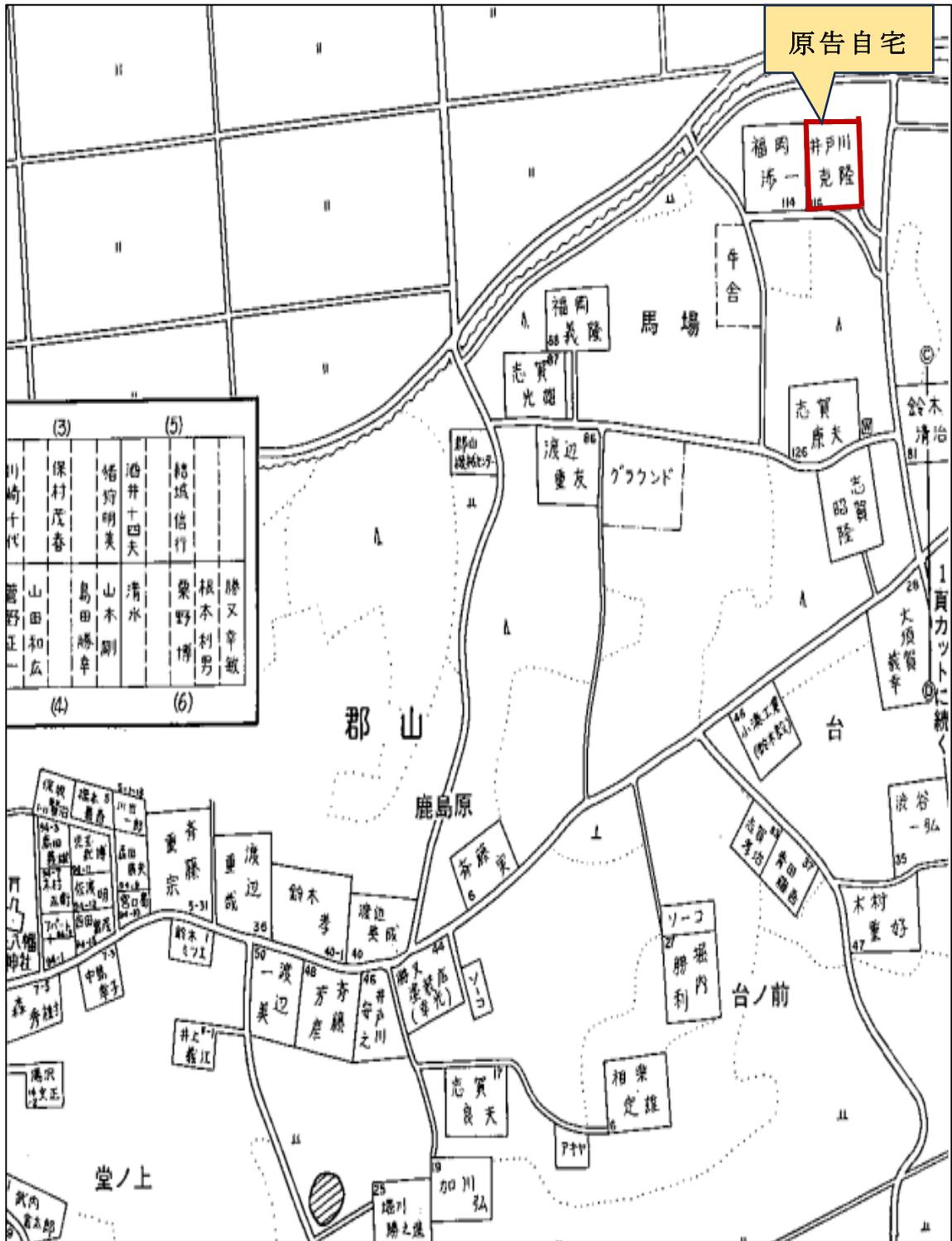
《前頁の地図と比較する。グーグルアース 2022.11.9 以降より》  
この地域は空き地が目立ち、激しく変貌させられている。



《上図は双葉町大字新山地区を示す》



《前頁の地図と比較する。グーグルアース 2022.11.9 以降より》  
この地域は空き地が目立ち、激しく変貌させられている。



《上図は双葉町大字郡山字馬場周辺を示す》



《前頁の地図と比較する。グーグルアース 2022.11.9 以降より》  
この地域は中間貯蔵施により、激しく変貌させられている。  
本件事故による望まない変貌は、ウソにより発生させられたものであり、原告並びに双葉町民が望んだものではない。

#### 4 福島県原子力防災訓練の記録と約束

(平成22年11月25・26日)



機能班責任者会議  
(福島県原子力災害対策センター)



原子力災害合同対策協議会  
(福島県原子力災害対策センター)



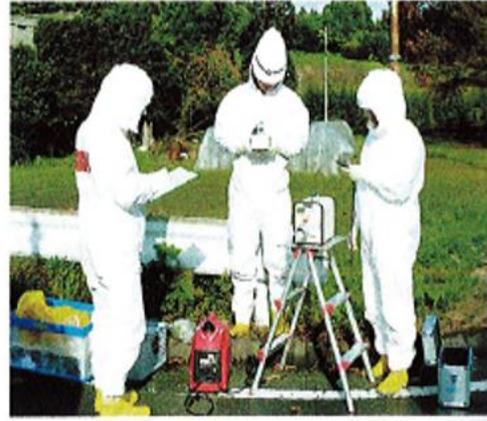
問診  
(双葉町体育館)



薬剤師によるヨウ素剤説明  
(双葉町体育館)



積算線量計の設置  
(双葉町内)



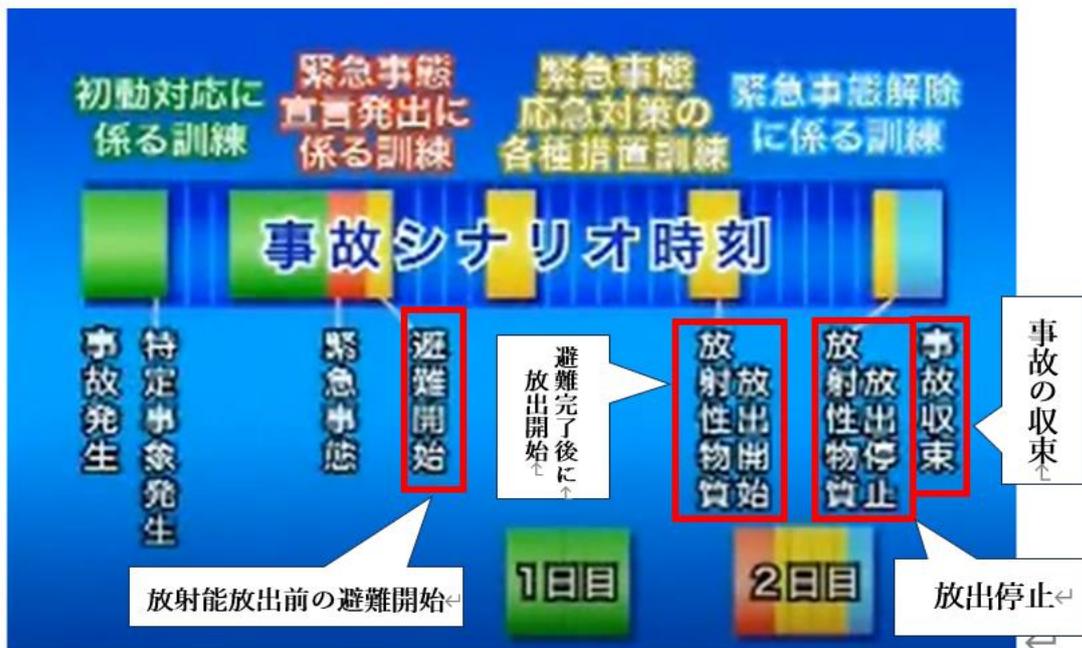
空間線量率の測定  
(双葉町内)



保安院と双葉町長との  
テレビ会議状況

### 保安院根井審議官と井戸川町長とのテレビ会議

この場面に出ているのは、原子力安全・保安院の根井審議官で、政府現地対策本部長の到着前に、本部長の代理としてテレビ会議に登場している。この画面には、ERC、OFC、福島県知事、双葉町・大熊町・浪江町・富岡町の町長が映っている。この画面を通じて事故情報が共有されていた。しかし、本件では、合同対策協議会が開催されおらず、テレビ会議が行われていないので、このような写真は存在しない。原告の被害、損害は、これにより全て発生している。



上記は、防災訓練の事故時の本当のシナリオ

本件事故においては、このシナリオを葬り、事故情報を共有し、住民の生命、身体及び財産を守れと定められていた発電所周辺自治体を、合同対策協議会から排除してしまい、ウソのシナリオで、発電所周辺住民には避けられた被ばくをさせ、塗炭の苦しみを与えている。

原子力発電所の場合、法令で周辺に与える影響の限度を年間1ミリシーベルトと定めていますが、これに加えて国では年間0.05ミリシーベルトと、さらに低い目標値を定めています。

NISAは、放射性物質が原子力施設の外に基準値以上漏えいしないような設計であることを厳しく審査し、また、運転にあたっては、事業者に徹底した安全管理を行うよう義務づけています。

上記は、原子力安全・保安院 NISA より抜粋（重要）

国では原子力発電所が影響する限度を、年間 0.05 ミリシーベルトの定めていると記されている。しかも、「放射性物質が原子力施設の

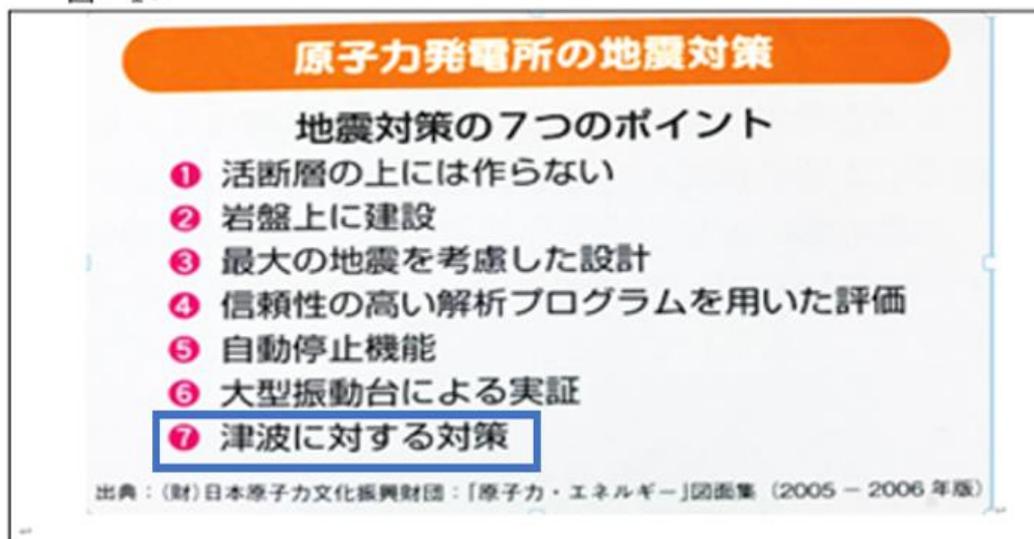
外に基準値以上漏えいしないような設計であることを厳しく審査し、」と記されているので、内閣府原子力被災者生活支援チームがいう、20ミリシーベルト以下という数値は、この世に存在させてはならない。

特に、設備や機器に異常が発生しても、発電所の周囲に多量の放射性物質が放出される深刻な事故とならないよう、自動的に原子炉を「止める」「冷やす」、放射性物質を「閉じ込める」ことが、安全を確保するうえでとても重要です。

上記も原子力安全・保安院 NISA より抜粋  
どうですか被告東電、ここにも「止める」「冷やす」「閉じ込める」と、原子力安全・保安院でさえ、「安全を確保するうえでとても重要です。」と語っていることは隠せない。

## 5 双葉町は被告東電、被告国を信じていた

図-1



双葉町広報誌 エネルギーのまちふたば(平成17年度版)の9頁には、上記を記載していた。

地震対策として7つのポイントが示されている。特に「**③最大の地震を考慮した設計**」に強い信頼をしていた。最大の地震という表現は、

上限なしの地震を考慮しているわけだから、地震で発電所が壊れることを考えたことはなかった。

更に、「⑦津波に対する対策」と記されているので、本件事故において、津波で発電所が壊れることを、心配する必要もなかった。

しかし、(財)日本原子力文化振興財団の「原子力・エネルギー」図面集のこの記載を守ることはできなかった。「⑤自動停止」は、自動停止ではなく、本件では最悪の爆発によって止まったので、放射性物質の放出はとどまることなく、現在も続いたままになっている。

したがって、被告らが「科学的」という表現をしたときは、限りなく実証が不可能ですと、反対を語っていると理解しなければならない。

## 6 被告東電の放射線防護教育用テキストに学ぶ

(A 教育用)原子力発電と放射線より (甲ハ第 181 号証)

≪8頁は以下の通り記載されている。≫

### ⑤原子力発電の安全性

原子力発電所では、発電所で働く人々や、発電所周辺の環境に影響を及ぼさないよういろいろな工夫をしています。

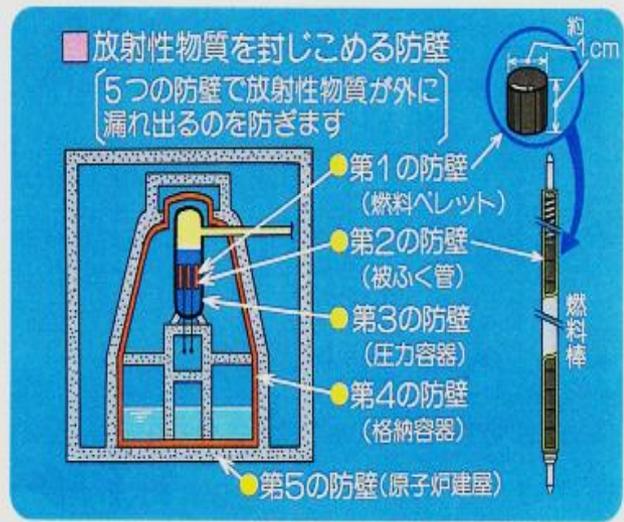
#### a.原子炉の安全設計

原子力発電所は、十分に余裕を持った設計がなされ、安全運転を行うように設計されています。また、大きな地震や誤った操作があっても安全が守られる(安全な方向に作動する)しくみになっています。万一、異常が発生した場合には、すぐに運転を止めることができる装置(原子炉緊急停止装置)が働きます。



## b.放射性物質を封じ込める5つの防壁

原子力発電所では、運転によってできた放射性物質を外に出さないようにするため、鋼鉄製の容器やコンクリート製の建屋など、5重もの防壁が設けられています。



## c.原子力発電所の放射線管理

原子力発電所では、何重もの防護をしています。さらに建屋の内外や周辺環境における放射線を測定・監視し、嚴重な放射線管理を行っています。

被告東電は自ら放射線管理を行ってきた。発電所で働く入所者に教育を施し、環境放射線の測定を行い、福島県原子力安全確保技術連絡会に報告し、その承認を得てきた立場でありながら、虚偽の20ミリシーベルトに加担し、発電所周辺自治体並びに住民を騙すことなど、許されることではない。

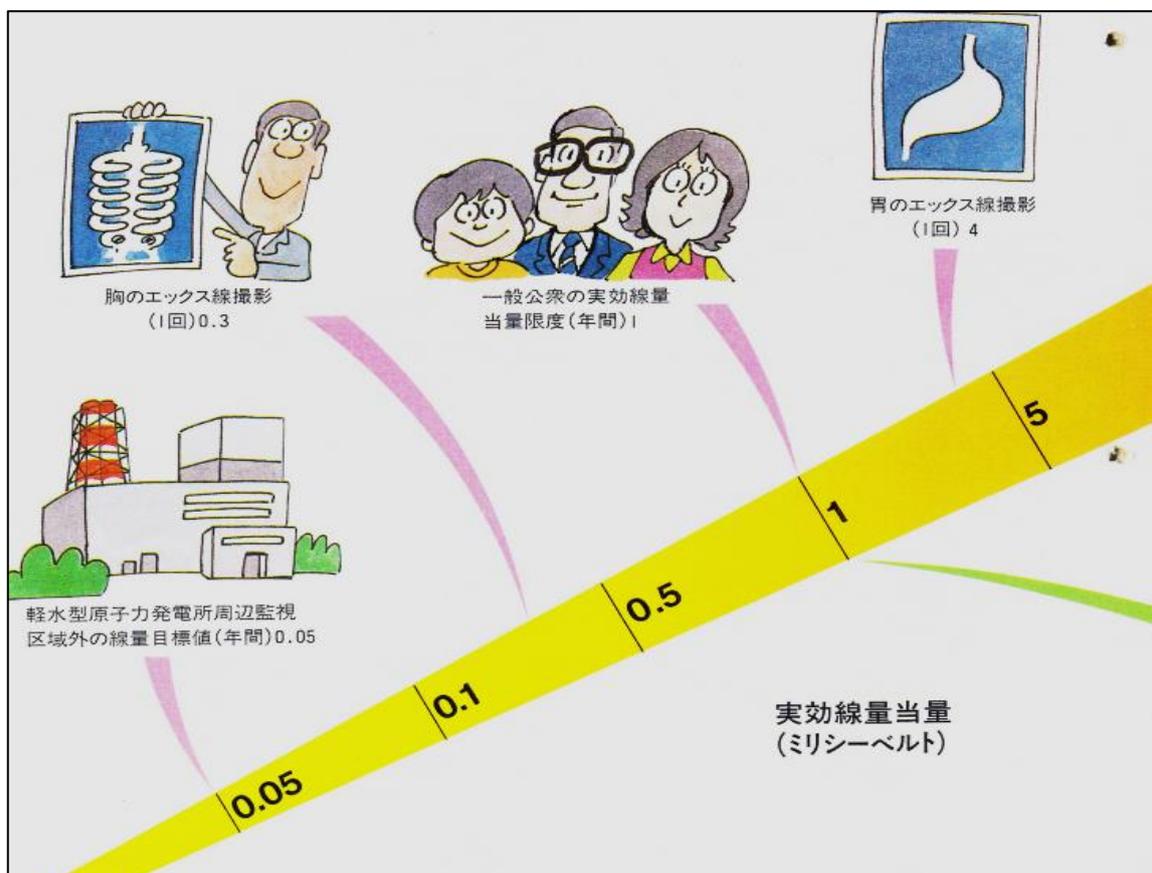
《9頁には以下のとおり》

## 2 放射線とは

### ① 日常生活と放射線

私たちは、日常生活の中で放射線を受けています。たとえば、宇宙からたえず降りそそぐ宇宙線などの自然放射線やエックス線撮影時の人工放射線があります。しかし、これらの放射線の存在は、人間の5感では感じることができません。

放射線の種類を自然放射線とか人工放射線とか呼ぶのは、放射線を出すものが天然にあるものか、人工的に作られたものかの違いによって区別しているだけで、放射線そのものは、自然放射線も人工放射線も同じものです。



原子力発電所は年間 0.05 ミリシーベルト未満と決められていた。したがって、内閣府原子力被災者生活支援チームが推奨する 20 ミリシーベルトという数値に整合性はなく、むしろ、被災者をウソで騙し、被ばく被害を増加させている。

ウソは犯罪である、善良な国民は放射線作業従事者ではなく、一般公衆の身分であり、放射線障害防止法に該当しないので、なんら、被ばくさせられる義務は定められていない。

12 頁には以下の記載がある

### ④放射能の減衰

放射能は、時間がたつとともに衰えてゆき、放射性物質から出てくる放射線の量も減少します。放射能が2分の1になるまでの時間を半減期といいますが、その長さは放射性物質の種類によって異なり、短いもので100万分の1秒、長いものでは数千億年のものもあります。

The graph illustrates the exponential decay of radioactivity. The vertical axis represents the amount of radioactivity, starting from an initial amount and decreasing to 1/2, 1/4, and 1/8 of the original amount. The horizontal axis represents time, divided into three equal intervals, each labeled as a half-life period (半減期). A red curve shows the decay process, with an arrow indicating the direction of decreasing radioactivity over time.

放射能の半減期の正しい考え方では、全減期は核種によって数千億年もかかると記されているので、双葉町の復興は数千億年後になってしまう。今回の現地進行協議において、被告東電は、双葉町は復興していると語ったのと、放射能の減衰との整合性が取れていないことが証明された。

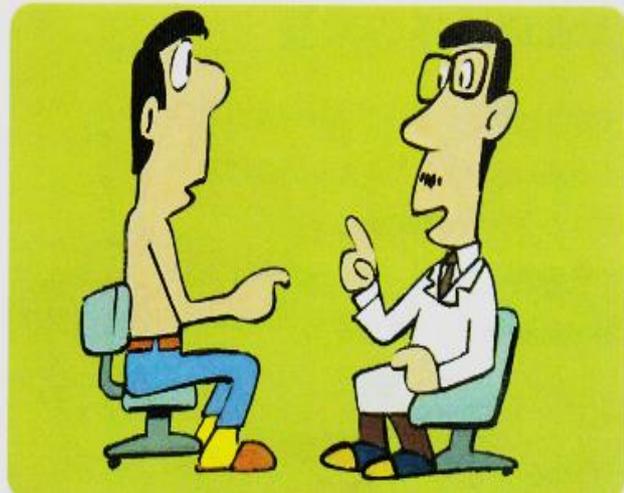
26 頁には以下に、健康診断の在り方が記されている

## ②健康診断

作業を始める前、およびその後は定期的に、次の2種類の健康診断を実施することが法令により義務づけられています。

### 1.一般健康診断

### 2.電離放射線健康診断



#### 一般健康診断(実施内容)

実施項目	時期(定期)
1. 既往歴及び業務歴の調査 2. 自覚症状及び他覚症状の有無の検査 3. 身長、体重、視力、及び聴力の検査 4. 胸部エックス線検査及びかくたん検査 5. 血圧の測定 6. 尿検査 7. 貧血検査 8. 肝機能検査 9. 血中脂質検査 10. 心電図検査	6ヵ月以内

#### 電離放射線健康診断(実施内容)

実施項目	時期(定期)
1. 被ばく歴の有無(作業の場所、内容及び期間、放射線障害の有無、その他放射線による被ばくに関する事項)の調査 2. 白血球数及び白血球百分率の検査 3. 赤血球数の検査及び血色素量またはヘマトクリット値の検査	6ヵ月以内
4. 白内障に関する眼の検査 5. 皮膚の検査	6ヵ月以内

※上記の健康診断の際に、前回の健康診断後に受けた線量当量を医師に示さなければならない。

被告東電は、原告が提出した健康診断書を卑下したが、原告は放射線作業従事者ではないので、一般健康診断のみとなっているので、原告に対する反論は不当である。

28 頁には以下の区分表がある

(2)汚染による区分

区分名称	A区域	B区域	C区域	D区域
表面汚染密度 (Bq/cm <sup>2</sup> )	汚染のおそれ なし	4未満	40未満	40以上
空气中放射性 物質濃度 (Bq/cm <sup>3</sup> )		$4 \times 10^{-5}$ 未満	$4 \times 10^{-4}$ 未満	$4 \times 10^{-4}$ 以上

上記の区分表に基づき、当現地進行協議に際し、現地の線量測定結果に C・D の判定の区域が判明した。上記の表の C・D 区分に該当した場所は、放射線管理区域として表示し、囲いと標識を立てなければならない場所である。C・D 区域には重装備でなければ入域することは適わず、防護のための制限が課せられる。

当現地進行協議においては、避難解除した場所に C・D 区域相当の汚染箇所が散見された。この結果、20ミリシーベルトという数値で避難解除することが間違いだったことが、現地進行協議において確認された。

## 第5 被災後の現状確認

### 1 被災後の現状確認を求める事由

双葉町が放射能汚染により「住めない町」とされた状況の確認

Date	Time	Ch	Tag	Tag No.	Unit	CH001		CH004		CH005		CH006		1時間値	1時間値
						MIN	MAX	MIN	MAX	MIN	MAX	MIN	MAX		
2011/03/12	14:33:29		高DOSE		nGy/h	1.0404E+05	1.5414E+05	249	249	7.7288E+05	8.2509E+05	7.8433E+05	8.2657E+05		
2011/03/12	14:33:49		高DOSE		nGy/h	1.0404E+05	1.5414E+05	249	249	8.2509E+05	9.9829E+05	8.2657E+05	1.3309E+06		
2011/03/12	14:39:40		高DOSE		nGy/h	9.3068E+04	9.8287E+04	249	249	9.9829E+05	9.9829E+05	3.2772E+06	3.8194E+06		
2011/03/12	14:40:00		高DOSE		nGy/h	8.8961E+04	9.2154E+04	249	249	9.9829E+05	9.9829E+05	3.8194E+06	4.2121E+06		
2011/03/12	14:40:20		高DOSE		nGy/h	8.8961E+04	9.9043E+04	249	249	9.9829E+05	9.9829E+05	4.2121E+06	4.4463E+06		
2011/03/12	14:40:40		高DOSE		nGy/h	8.8922E+04	9.9019E+04	249	249	9.9829E+05	9.9829E+05	4.4463E+06	4.6132E+06		
2011/03/12	14:41:00		高DOSE		nGy/h	8.8918E+04	9.1369E+04	249	249	9.9829E+05	9.9829E+05	4.1831E+06	4.5709E+06		
2011/03/12	14:41:20		高DOSE		nGy/h	9.1369E+04	9.4888E+04	249	249	9.9829E+05	9.9829E+05	3.8637E+06	4.1831E+06		
2011/03/12	14:41:40		高DOSE		nGy/h	9.4888E+04	9.9443E+04	249	249	9.9829E+05	9.9829E+05	3.5156E+06	3.8637E+06		
2011/03/12	14:42:00		高DOSE		nGy/h	9.9443E+04	1.0103E+05	249	249	9.9829E+05	9.9829E+05	3.3189E+06	3.5156E+06		
2011/03/12	14:42:20		高DOSE		nGy/h	9.9950E+04	1.0037E+05	249	249	9.9829E+05	9.9829E+05	3.3574E+06	3.5237E+06		
2011/03/12	14:42:40		高DOSE		nGy/h	9.9950E+04	9.7834E+04	249	249	9.9829E+05	9.9829E+05	3.4041E+06	3.5116E+06		
2011/03/12	14:43:00		高DOSE		nGy/h	9.5763E+04	9.7544E+04	249	249	9.9829E+05	9.9829E+05	3.4159E+06	3.5318E+06		
2011/03/12	14:43:20		高DOSE		nGy/h	9.4016E+04	9.5763E+04	249	249	9.9829E+05	9.9829E+05	3.5318E+06	3.8517E+06		
2011/03/12	14:43:40		高DOSE		nGy/h	9.2300E+04	9.4016E+04	249	249	9.9829E+05	9.9829E+05	3.6517E+06	3.8860E+06		
2011/03/12	14:44:00		高DOSE		nGy/h	9.9867E+04	9.2300E+04	249	249	9.9829E+05	9.9829E+05	3.6855E+06	3.8107E+06		
2011/03/12	14:44:20		高DOSE		nGy/h	9.9043E+04	9.0815E+04	249	249	9.9829E+05	9.9829E+05	3.8107E+06	3.8948E+06		
2011/03/12	14:44:40		高DOSE		nGy/h	8.8998E+04	9.9043E+04	249	249	9.9829E+05	9.9829E+05	3.8948E+06	4.6738E+06		
2011/03/12	14:45:00		高DOSE		nGy/h	8.8998E+04	8.7498E+04	249	249	9.9829E+05	9.9829E+05	4.0504E+06	4.0879E+06		
2011/03/12	14:45:20		高DOSE		nGy/h	8.8918E+04	8.7498E+04	249	249	9.9829E+05	9.9829E+05	4.0411E+06	4.0879E+06		

この表は、双葉町上羽鳥モニタリングポストが平成23年3月12日14時以降に記録したデータである。このデータは20秒間隔で記録されたもので、最大値を記録したのは14時40分40秒で4,613  $\mu\text{Sv/h}$  という天文学的な数値を示している。前頁の0.114  $\mu\text{Sv/h}$  以下という考えと比べると、**40,464倍の殺人的な被ばくを双葉町民にさせたのである。** ←  
これを政府・福島県・東京電力及びマスコミは隠蔽している。←

(原告の説明) ←

・最大値 4,613  $\mu\text{Sv/h}$  の表の拡大 ←

3.2772E+06	3.8194E+06
3.8194E+06	4.2121E+06
4.2121E+06	4.4463E+06
4.4463E+06	4.6132E+06
4.1831E+06	4.5709E+06
3.8637E+06	4.1831E+06
3.5156E+06	3.8637E+06
3.3189E+06	3.5156E+06
3.3574E+06	3.5237E+06
3.4041E+06	3.5116E+06

本件於いて唯一公的な汚染量の記録が、上羽鳥モニタリングポストに記録されていた。 ←

この表は、本件の公式記録で、偽装されていない。 ←

これは、福島県のモニタリングポストの観測値である。当初、国及び福島県は、地震・津波で大野局を除き、すべてのモニタリングポストは

壊れたと発表していたが、双葉町上羽鳥地区のモニタリングポストは健全だった。上記のデータは、隠ぺいすることに政府災害対策本部が失敗した、モニタリングポストなので、貴重なデータである。

下記は、本件事故前から同所に設置されていたモニタリングポスト、事故直後、政府災害対策本部は大野局を除くすべてのモニタリングポストは津波で流されたとうそを公表していたが、双葉町のモニタリングポストは、以下のように健全だった。



役場西側駐車場モニタリング  
ポスト 2016.8.10



新山広町駐車場モニタリングポスト  
2016.8.10

## 2 原告の被ばく状況証拠写真

以下の写真は、日本ビジュアル・ジャーナリスト協会の方々が、2011年3月13日に双葉町に入り、被災状況の映像を撮るとき、同時に線量計で計測した部分の写真である。この方々はジャーナリストなので、映像に文字を入れていたので、これをそのまま、下記に取り入れたものである。

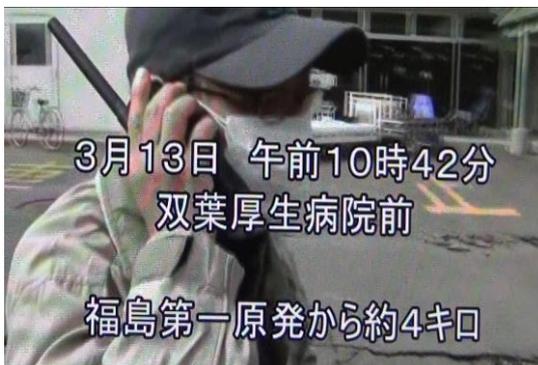
**3・11 メルトダウン  
福島原発取材の現場から  
Part1**  
日本ビジュアル・ジャーナリスト協会  
(JVJA)



《上記の場所は役場玄関前》



《上記は、100  $\mu$ Sv/h 振切れ》



《上記は、1,000  $\mu$ Sv/h 振切れ》

この貴重な写真を消すことはできない。2011年3月13日午前10時42分の計測値は、1,000  $\mu$ Sv/瞬時を超えて、無限大の放射線量だったと仮定することができる。これを否定する者は現存していないので、この事実を翻すことはできない。

被告らが使う推定で原告らが浴びた被ばく量を、10,000  $\mu$ Sv/hと仮定し、事故前の環境放射線モニタリングデータの0.05  $\mu$

Sv/h と、本件事故との比較をすると、時間当たり  $10,000 \div 0.05 = 20$  万倍となる計算だ。これを線量計上限の  $1,000 \mu\text{Sv/h}$  とすれば、2 万倍になる。

原告が町長になる前の計器等のデータ管理では、0.2～5%の誤差或いは、変位があれば、異常と判断していた。

建築物に例えると、組み立て寸法誤差は 0.3cm 程度とされている。数値基準は目安で  $\pm 10\%$  程度の誤差は許容されるとしている。

わが国には、放射線被ばくを生業とする業界が在るのか分からないが、平常時の線量に対して、2 万倍とか、20 万倍も過重な被ばく被害を原告らにさせたことは、重大な傷害事件とみなしている。

以上のことから原告は、このときから身体の異変に気遣いながら今日まで至っている。先ず、最初に発症したのは疲れやすく、脱毛で、首から下の胸毛、恥毛を除く体毛が抜けたままになっている。その後は鼻血が時と場所に関係なく出た。甲状腺検査では、嚢胞が発見されており、現在も経過観察中ある。

現在福島県内では、火葬場と葬儀屋が満杯で順番待ちになっていることを考えると、いつ自分が発症するのかと、とても心配である。

晩発性障害が出ないことを祈りながら生活させられる気苦労は、原発事故がもたらしたので、しっかり賠償・保障してもらわなければならない。

### 3 地震・大津波直後の状況

下記は、3.11の津波の状況と、その後の新山商店街と自宅の写真



2011.3.11 大津波襲来 郡山から浪江請戸方面を望む



2012.4.20 新山広町から東電天王山社宅方向を望む



母屋 正面 2011.7.24



母屋 南面 2011.7.24



前景 物置・作業所 2011.7.24



蔵北面 2011.7.24

上記、写真集は、本件事故直後に近いものを提示した。

## 第2章 現地進行協議の実施

### 第1 現地進行協議実施体制と時刻

#### (1) 参加者（総勢37名、車両9台）

\*裁判所 裁判官3名＋書記官1名、警備担当（合計3名、帰還困難区域への立ち入りは2名）、タクシー運転手2名。車両2台

\*原告 先導車（原告ら3名）、桑原車（2名）、原告弁護団車（5名）。車両3台。

\*被告東電 代理人3名、会社担当者7名（運転手込み）。車両2台。

\*被告国 指定代理人6名（行政庁2名、法務局4名）、運転手2名。車両2台

#### (2) 車列

①先導車（原告ら）、②裁判所2台、③桑原車、④原告弁護団車、⑤被告東電2台、⑥被告国2台。

#### (3) 進行スケジュール（実施時間：原告の記憶）

令和5年11月29日（水）

11:20 集合（JR双葉駅西口）

11:20～11:32 JR双葉駅西口の見分（検分対象：双葉町診療所、駅西住宅、JR双葉駅）

11:28～11:40 双葉町役場新庁舎の検分

11:44～12:05 双葉町産業交流センター見学

12:14～12:50 長塚越田スクリーニング場（入域装備等の準備）

12:55～13:00 郡山ゲート通過

13:05～13:12 ①郡山公民館の検分 建物立ち入りなし、桑原放射線計測

13:20～13:24 ②原告所有地双葉町貸与地、③民間商店貸与地検分

13:33～13:55 ④原告自宅及び⑤(株)丸井貸与地の検分

14:00 ⑥原告圃場を車内から検分

14:07 郡山ゲート通過

14:11～14:35 ⑨双葉町旧役場検分 建物立ち入りあり。桑原放射線計測。スミヤ法実演。

14:40～15:10 ⑩ヘルスケアふたば検分 建物立ち入りあり。桑原放射線計測。スミヤ法実演。

15:15～ 長塚越田スクリーニング会場にて、靴・手・頭の汚染量計測及びタイベック等脱衣、累積線量計の線量記録等を経て、放射線管理区域区分域から解放された。

その後自由解散とした。

## 第2 現地進行協議内容（行路順）

### 1 集合場所

\*時間：11:20～11:30

\*場所：双葉駅西口広場

\*変更駐車場：双葉駅西口町駐車場

※東電担当：事故前の駅舎周辺の写真提示と説明

←





上記では、原告は在所したが、被告東電の説明を聞いただけ。

## 2 双葉町新役場



《上記はグーグルマップより転記》



#### 4 スクリーニング検査場

\* 時間：12:10~13:00

\* 入境手続き：申請書提示、線量計装着、タイベック装着等

\* 車列編成：先導車（原告ら3名）、2・3号車（裁判官ら）、4号車（桑原車2名）、5号車（原告弁護団5名）、6・7号車（東電）、8・9号車（国）



長塚越田スクリーニング会場



《場内は撮影禁止なので、道路からの写真》

通常は、2・3人くらいの手続きだったが、本件現地進行協議に際しては、37名という団体の規模だったので、受け入れ側の体制も混乱したのと、タイベック装着する裁判官、事務官及び原告弁護団等に、装着する時間がかかり予定時間を大幅に費やしてしまったのが、反省点だった。このため、これ以降の時間を短縮した関係上、十分な見分と説明に齟齬をきたしてしまった。

## 5 入境ゲート

\* 時間：12:25 ←

\* 車列編成：先導車（原告ら3名）、2・3号車（裁判官ら）、4号車（桑原車2名）、  
5号車（原告弁護団5名）、6・7号車（東電）、8・9号車（国） ←

※通過する際には、運転者は通行証及び名簿と身分証明（運転免許証等）を提示し、  
ガードマンに確認求め、又、各々が身分証明をしなければならないこともある（**運  
転免許証等**） ←



《ゲートの状況写真》

## 6 郡山公民館 ①

\* 時間：13:15～13:30 ←

※原告概要説明：この場所の事故前の公民館、八幡神社の活用実態は、大字郡山総会、盆踊り、郡山地区防災組織拠点施設、消防屯所、八幡神社の祭礼、及び3月11日の状況等の説明←

※桑原氏：モニタリングポストの簡単な説明、計測場所の案内と計測←



《 郡山公民館の衛星写真 》



《 モニタリングポスト前 》



《 原告の姿 》

(原告の話) それでは今日はありがとうございました。

郡山公民館というのはこの地区の集会所で、年末にはよく東京電力の広報部の人たちが来てですね、私たち郡山住民と隣組だと常日頃言っていて、懇親会を開いていたんですね、毎年。

そのぐらい私たちは東京電力を信用していたんですけど、今回の事故の津波とか地震についての言及は、一切ありませんでした。ただ安全だ、安全だというので、そのまま話しを聞いていました。あとは村のいろんな行事をここでやっていますので、この地区の中心的な場所ですね。

ここにはモニタリングポストが従来からありましたので、今回のモニタリングポストの数値も添えさせていただきます。後方には八幡神社、鹿島神社、秋葉神社っていうのが奥にあるんですけど、三つの神社を合祀している場所です。ここでは神楽をあげたり、色々年に2回、神楽を奉納している場所です。この真ん中は盆踊りをしているところで、お盆でみんなで盆踊りをしていました。

桑原さん、どこで測ったの？ 線量。この前のデータ測ったの。  
(桑原)モニタリングポストはこっち。(聞き取れず)裏の山です。  
この前データ測ったところ、計測した場所だけでも  
(男性)どれくらい遠いんですか？  
(桑原)こっから50メートルもないところ

\*全員で山の方へ移動する。計測器が鳴り出す  
高い。離れましょう。



《放射線測定場所へ向かう》



《同 左》



《ここで線量計の警報音が鳴る》



《急いで引き返す》

(原告の話) 鳥居は地震で倒れて、立て直したんです。やっぱり鳥居はダメですね。ここは住宅いっぱいあったんですけど、今、撤去、取り壊し作業中ですね。ほとんど、いっぱいあったんですよ。

(質問) ここまで津波は来りましたか？

(原告の話) 来ていません。ここは郡山地区で一番高いところ、最高に高いところですよ。

(原告の話) 向こうに、あれが第一原発なんですよ。私がたまたま来るときは、必ず南東の風が吹くんですけど、今日は幸いに北西っていうか、あちらから吹いて来ているので、線量計の反応が今日の場合は低いんですよ。必ずでいますから高いんですよ。ということです。今日は浴びなくてよかったです。

管理番号：3-2 双葉町郡山字塚の腰地内 郡山モニタリングポスト周辺  
調査日：2023年5月21日 調査者：桑原 豊 正八幡神社境内裏

記録作成日：2023年5月22日  
作成者：桑原 豊



空間線量率1m：2.62 (μSv/h) 表示

《放射能試料採取状況》

《同 左》

双葉町空間線量率測定 (1m) 記録

測定場所： 同、郡山字塚の腰地内 郡山モニタリングポスト周辺 正八幡神社境内裏

管理番号： 3-2

測定日： 2023年5月21日 測定者： 桑原 豊

	NaIシンチレーション		電離箱ICS-323C		インスペクター		GM管TGS-146B	備考
	S/N 202K6825		S/N R05316		S/N 34658		管理No5	
	γ線 (μSv/h)		γ線 (μSv/h)	β・γ線 (μSv/h)	γ線 (μSv/h)	α・β・γ線 (μSv/h)	スケーラ計測30秒	
1	2.61	2.9	3.9	1.987	2.083	504		
2	2.57	2.9	3.7	1.897	2.077	494		
3	2.62	2.6	3.3	1.891	2.089	540		
4	2.66	2.4	3.1	1.996	2.071	516		
5	2.66	2.5	2.9	2.050	2.017	488		
6	2.62	2.4	2.8	1.999	1.969			
7	2.62	2.6	2.5	2.008	2.149			
8	2.65	2.4	2.6	1.948	2.122			
9	2.64	2.5	2.6	1.921	2.104			
10	2.60	2.6		1.882	2.068			
平均値	2.63	2.58	3.04	1.958	2.075	508		
校正定数	1.00	1.04						
正味線量率	2.63	2.68	3.04	1.958	2.075	1,017		

※ シンチレーションの時定数は10秒とし、線量測定開始は時定数の3倍以上とする。電離箱の測定方向は下向きとする。

※ 電離箱のγ線線量率が、1.0 (μSv/h) 未満の場合は参考値とする。

※ TGS-146Bの測定値の正味線量率は「cpm」

双葉町放射能汚染調査 (土壌表面サーベイ)

測定日： 2023年5月21日

測定場所： 同、郡山字塚の腰地内 郡山モニタリングポスト周辺 正八幡神社境内裏

検査項目： 土壌汚染検査

測定者： 桑原 豊

管理番号： 3-2

項目	地表面線量率TCS-171B				地表面サーベイTGS-146B (管理番号No5)				インスペクター				TCS-362	
	γ線 (μSv/h)				スケーラ計測30秒 (1/2cpm)				(μSv/h)				スケーラ計測30秒	
	コリメータなし		コリメータ使用		コリメータなし		コリメータ使用		γ線		α・β・γ線		地表面 (1/2cpm)	
	地表面	採取後	地表面	採取後	地表面	採取後	地表面	採取後	地表面	採取後	地表面	採取後	α線	β線
1	4.44	4.40	2.80	2.26	973	924	736	742	3.023	3.179	4.232	4.289	0	780
2	4.44	4.48	2.82	2.25	994	1,043	717	685	3.089	3.216	4.389	4.253	0	3,754
3	4.47	4.51	2.83	2.28	1,011	1,019	768	704	3.080	3.149	4.332	4.314	1	3,670
4	4.55	4.51	2.83	2.27	962	1,033	722	701	3.035	3.035	4.262	4.211	0	3,765
5	4.56	4.47	2.80	2.27	1,001		681	677	3.014	3.059	4.347	4.335	0	3,754
6	4.58	4.56	2.79	2.26	972			676	3.038	3.032	4.383	4.265		
7	4.58	4.57	2.83	2.25				741	3.044	3.050	4.383	4.311		
8	4.58	4.49	2.80	2.26					3.167	2.984	4.413	4.286		
9	4.57	4.48	2.80	2.29					3.240	2.933	4.365	4.226		
10	4.61	4.47	2.81	2.28					3.384	2.909	4.259	4.262		
平均	4.54	4.49	2.81	2.27	986	1,005	725	704	3.111	3.055	4.337	4.275	0.2	3,145
校正定数	1.00	1.00	1.00	1.00										
正味線量率	4.54	4.49	2.81	2.27	1,971	2,010	1,450	1,407	3.111	3.055	4.337	4.275	0.4	6,289

※ 正味線量率のTGS-146B及びTCS-362の値は「cpm」

※ TGS-146Bコリメータ使用で採取後さほど下がらないことから、5cm~10cmの土壌も汚染密度がさほど下がらないと考えます。

双葉町放射能汚染調査（土壌汚染密度検査）					
採取場所： 同、郡山字塚の腰地内 郡山モニタリングポスト周辺 正八幡神社境内裏					
土壌採取日： 2023年5月21日		試料担当者：			
管理番号： 立3-2-①	採取深さ： 50mm	検査出す前の検体重さ：		290 g（湿土）	
土壌汚染検査結果<受付No： 0522-0041 >					
測定日： 2023年5月22日	単位：Bq/k g	検体容量	CC		
測定値	検出限界値	検体重さ	285 g（湿土）		
Cs134	1,120.0	63.5	表面汚染密度換算65係数		
Cs137	51,900.0	103.0	344.63	Bq/cm2	
合計	53,020.0	測定時間（分）	20	汚染区分	<b>D</b>

※ 汚染区分は、原子力発電所の汚染区分

「上記表の **D** は、被告東電の発電所の放射線管理区域区分の最悪の区域を示すので、最高の防護装備で空気ポンペを背負うような場所に当たる。したがって、喫煙はもちろん禁止、平服で入域など絶対にできない場所とされてきた。」

この場所は、最高の放射性物質に汚染された場所に当たるので、避難指示解除することは暴挙である。

## 7 郡山海岸 ②③

\* 時間：13:35～13:45

※原告概要説明：海浜公園の概略説明、貸借関係、利用状況説明



「②と③の衛星画像」



《③民間商店貸与地》



《②双葉町役場町貸与地》

(原告の話)こちらが民間の海の家の森藤さんに貸していた土地ですね。一般に貸与してる商店。

この辺が夏の売店を開かせるための場所、この辺なんですけど。ちょっともう松の木が出て来て、縄張りができなかつたんですね。一応、写真で確認してくれたと思います。

あと向こうの背にした山ですけど、これも写真でお示したように、例年だと航空防除で松食い虫の防除やってたんですけど、この事故以来やっていませんので、もうほとんど松の木なくなりました。

(質問)虫にやられたんですか？

(原告の話)松食い虫ですね。事故前から松食い虫がひどかったもんですから、航空防除でずっと毎年やっていたんですけど、これも中断したからもの見事に枯れて、なんかむごたらしい姿になっています。ちょっと海の方、見ますか？

この山は、私の年寄りから言われると、三分の一くらいしか残っていないと。全部、波で浸食されて、柔らかくて崩れやすくてこのくらいしか山は残っていないと、これ財産的にいうと難しいんですけど、ただここは町から言われて観光シーズンの、双葉町の観光地として使いたいということで今も契約は続けております。そういう状況です。

(質問)海水浴場ですか？

(原告の話)ここが海水浴場です。きれいな海。日本の海水浴場の80選だったか88選だったかな、選ばれています。連続して100選まで選ばれてたんです。最後は快い海水浴場の100選に選ばれていた。だからこれが唯一、双葉町の観光資源。後ろに見えるのがマリンハウスと言って、町の建物です

が、マリンハウスと横に書いてありますけど、あそこまで波が来たんです。あの向こう側に家があったんですけど、その人が避難して、もっと越えれば持って行かれたと、非常に際どいところだった。

(質問) 一番上のところは残った？

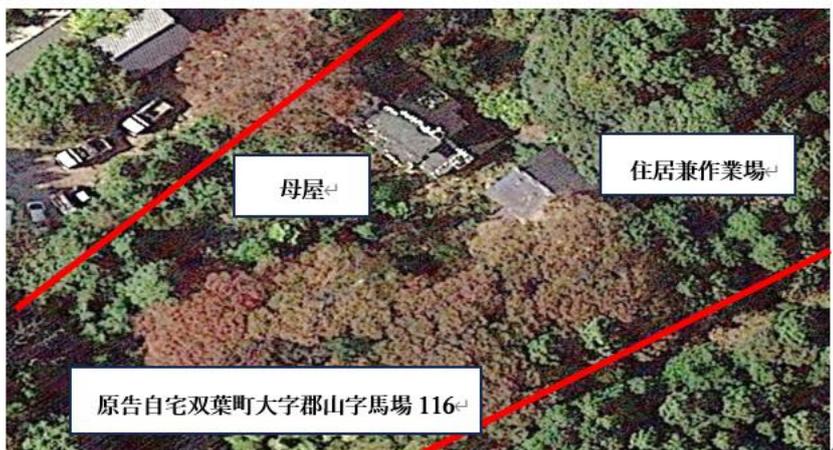
(原告の話) そこを越えなかった。そんな状況です。

## 8 原告自宅・住宅兼倉庫・蔵 ④

\* 時間：13:50～14:05

※原告被害実態説明：井戸川家の故事来歴、生活状況、建屋等の破損状態、放射能の汚染状態、無断で中間貯蔵施設区域にされて住めなくされた損害等

※桑原汚染状態説明：計測



### 《原告自宅及び周辺の衛星画像》

(原告の話) あの蔵も、もう間も無く倒れそうになっている。ここにも井戸があって、もう井戸の建物も崩れちゃったから。これも、もう手をかけられませんから、成り行きに任せるしかない、ということで本当にだんだんとね、だんだんとゆがんできてる。中に色々入っていますが、もう開けることも入ることも何もできません。

(質問) 地震で潰れて、そのあとにだんだんと…

(原告の話) 地震でもちょっとあったんですけど、地震直後の写真を見てもらうとそんなにはなっていませんので、結局、手入れができなかったと

(質問) 地震で潰れて、そのあとにだんだんと…

(原告の話) 地震でもちょっとあったんですけど、地震直後の写真を見てもらうとそんなにはなっていませんので、結局、手入れができなかったと

(質問) 痛みがひどくなって

原告の話：そうですね。そういうことになるんです。…そのあとは子どもたちの(聞き取れず)、下は…物置ですね。

養蚕とか蚕もやったことがあります。

家屋の損壊状況写真：母屋、住居兼作業場、蔵

2022.4.5 撮影



- ①：母屋南東より、②：住宅兼作業場、③：居間、玄関  
④：階段、⑤：和室（原告寝室）、⑥：玄関、⑦：住宅兼作業場、⑧：蔵

双葉町空間線量率測定（1m）記録

測定場所： 双葉町大字郡山字馬場116 原告井戸川家の庭

管理番号： 1-1

測定日： 2023年5月5日 測定者： 桑原 豊

	NaIシンチレーション		電離箱ICS-323C		インスペクター		GM管TGS-146B	備考
	S/N 202K6825		S/N R05316		S/N 34658		管理No5	
	γ線 (μSv/h)		γ線 (μSv/h)	β・γ線 (μSv/h)	γ線 (μSv/h)	α・β・γ線 (μSv/h)	スケーラ計測30秒	
1	0.33	0.0	0.3	0.323	0.341	68		
2	0.33	0.0	0.4	0.317	0.341	85		
3	0.33	0.0	0.4	0.329	0.359	80		
4	0.32	0.0	0.5	0.344	0.353	74		
5	0.33	0.0	0.5	0.317	0.371	83		
6	0.34		0.4	0.311	0.359			
7	0.34		0.4	0.332	0.365			
8	0.33		0.3	0.302	0.377			
9	0.33		0.3	0.308	0.359			
10	0.33		0.3	0.293	0.347			
平均値	0.33	0.00	0.38	0.318	0.357	78		
校正定数	0.98	1.04						
正味線量率	0.32	0.00	0.38	0.318	0.357	156		

※ シンチレーションの計測数は10秒とし、線量測定開始は計測数の3倍以上とする。電離箱の測定方向は下向きとする。

※ 電離箱のγ線線量率が、1.0 (μSv/h) 未満の場合は参考値とする。

※ TGS-146Bの正味線量率は「cpm」

双葉町放射能汚染調査（土壌表面サーベイ）

測定日： 2023年5月5日

測定場所： 双葉町大字郡山字馬場16 原告井戸川家の庭

検査項目： 土壌汚染検査

測定者： 桑原 豊

管理番号： 1-1

項目	地表面線量率TCS-171B				地表面サーベイTGS-146B (管理番号No5)				インスペクター				TCS-362	
	γ線 (μSv/h)				スケーラ計測30秒 (1/2 cpm)				(μSv/h)				スケーラ計測30秒	
	コリメータなし		コリメータ使用		コリメータなし		コリメータ使用		γ線		α・β・γ線		地表面 (1/2 cpm)	
	地表面	採取後	地表面	採取後	地表面	採取後	地表面	採取後	地表面	採取後	地表面	採取後	α線	β線
1	0.37	0.36	0.18	0.16	91	88	78	83	0.365	0.317	0.449	0.398	0	325
2	0.37	0.35	0.18	0.16	99	100	69	66	0.359	0.344	0.491	0.434	0	289
3	0.36	0.37	0.18	0.15	104	87	70	76	0.371	0.344	0.515	0.431	1	316
4	0.35	0.36	0.18	0.16	109	102	61	64	0.371	0.344	0.562	0.437	1	280
5	0.35	0.35	0.19	0.16	96	89	93	61	0.371	0.338	0.503	0.443	0	292
6	0.37	0.36	0.19	0.17					0.365	0.371	0.483	0.419		
7	0.37	0.36	0.19	0.16					0.359	0.341	0.509	0.407		
8	0.39	0.35	0.18	0.16					0.359	0.281	0.527	0.389		
9	0.37	0.35	0.18	0.15					0.353	0.305	0.485	0.395		
10	0.39	0.36	0.20	0.15					0.359	0.299	0.445	0.407		
平均	0.37	0.36	0.19	0.16	100	93	74	70	0.363	0.328	0.497	0.416	0.4	300
校正定数	0.98	0.98	0.98	0.98										
正味線量率	0.36	0.35	0.18	0.15	200	186	148	140	0.363	0.328	0.497	0.416	0.8	601

※ 正味線量率のTGS-146B及びTCS-362の値は「cpm」

双葉町放射能汚染調査（土壌汚染密度）

採取場所： 双葉町大字郡山字馬場116 原告井戸川家の庭

土壌採取日： 2023年5月5日 試料担当者： 桑原 豊

管理番号： 立1-1-① 採取深さ： 50 mm 検出する前の検体重量： 556 g (湿土)

汚染検査結果<受付No:		0509-0031		>	
測定日：2023年5月9日				検体容量：	CC
測定値				検体重量：	560 g (湿土)
検出限界値				表面汚染密度換算 65 係数	
Cs134	29.0	(Bq/kg)	11.0	(Bq/kg)	11.37 (Bq/cm2)
Cs137	1,720.0	(Bq/kg)	18.1	(Bq/kg)	
合計	1,749.0	(Bq/kg)	(測定時間 20 分)	福島原発管理区域汚染区分： C	

管理番号 1-1

環境放射線測定：双葉町大字郡山字馬場16 原告井戸川家の屋内

作成日：2023年5月28日

測定日：2023年5月21日

スマヤ管理番号：1-1-⑥

作成者：桑原 豊



スマヤ採取場所

スマヤ採取場所



空間線量率：0.25 (μSv/h) 表示

BG測定



BG：50cpm



スマヤNo確認



ケース内表面サーベイ時定数10秒：187cpm



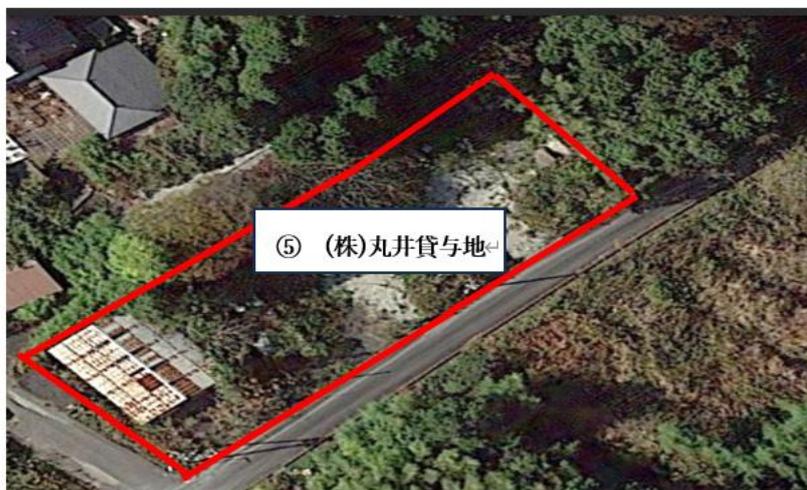
スケーラー計測60秒：188cpm

《上記は家屋内の計測状況写真》←

## 9 (株)丸井貸与地 ⑤

\*時間：同上←

※原告被害状態説明：株丸井が利活用できなくされた状況説明←



《(株)丸井への貸与地衛星画像》



《貸与地に立つ資材庫》



《貸与地に立つ原告》

(原告の話)ここは株式会社丸井に対応していた場所で、株式会社が使う配管材、中にも大変貴重な高いもの鋳物製品がたくさん入っているんですけど、それがもうこの状態で使えなくなってしまって、どうしようもない、片付けようもない…

(質問)何の会社ですか？

原告の話：株式会社丸井

(質問)何のお仕事をしてらっしゃったんですか？

(原告の話)水道設備とか

(質問)水道管とか？

(原告の話)はい、(聞き取れず)ですね

まあ、これは、こんな状態をお見せするしかないんで、すみません、これだけの話しか出ません。

管理番号：1-2 双葉町大字郡山字小沢33地内 株丸井の資材置き場

記録作成日：2023年5月10日

調査日：2023年5月6日

調査者：桑原 豊

作成者：桑原 豊



双葉町放射能汚染調査（土壌汚染密度）					
採取場所：同所、郡山字小沢33地内 株丸井の資材置き場					
土壌採取日：2023年5月6日		試料担当者：桑原 豊			
管理番号：立1-2-①		採取深さ：50 mm		検出する前の検体重さ：334 g (湿土)	
汚染検査結果<受付No：0509-0051			>		
測定日：2023年5月9日					
測定値		検出限界値		検体容量：CC	
Cs134	68.2 (Bq/kg)	22.8 (Bq/kg)	検体重さ：330 g (湿土)		
Cs137	3,630.0 (Bq/kg)	48.8 (Bq/kg)	表面汚染密度換算 65 係数		
合計	3,698.2 (Bq/kg)	(測定時間 20 分)	24.04 (Bq/cm2)		
福島原発管理区域汚染区分：					C
管理番号 1-2					

## 10 圃場 ⑥

\* 時間：14:10←

\* 駐車困難のため通過する←

※原告被害状態説明（目視確認）：放射性物質の汚染により使用不能足され、中間貯蔵施設区域に指定されたために耕作ができなくされた←



（原告の話）ここは田んぼでした。事故時は大豆を耕作していました。その後、中間貯蔵施設計画区域に加えられましたが、原告には引き受ける理由がないため、中間貯蔵施設計画に反対していますので、売ることも、貸すこともしていません。3・11 の大津波の被害のままにしております。

## 11 旧双葉町役場 ⑦

\* 時間：14:15~14:45←

※原告被害実態説明：事故以前の約束について、事故時の待機状況、災害対策本部には事故情報が届けられなかった、合同対策協議会への参集の呼びかけがなかった、ペント実施情報は政府現地災害対策本部から通告されなかった、政府現地災害対策本部長への権限の委任の公示が届かなかった、11日21時頃東電社員と家族は黙って役場からいなくなった、12日14時に原告は独自に待機していた職員に最終避難命令を口頭で発出した、同14時過ぎ役場を退出したのでこの場所での公務の最後となった。←

※桑原汚染状態説明：計測個所の案内と概略説明←

※役場職員の庁舎内案内：鍵管理上職員の立ち合いがある←



管理番号：7-1 双葉町新山字前沖28地内旧双葉町役場モニタリングポスト周辺 記録作成日：2023年4月29日  
 調査日：2023年4月14日18日 調査者：桑原 豊 作成者：桑原 豊



双葉町空間線量率測定 (1m) 記録

測定場所： 同、新山字前沖28地内旧双葉町役場 モニタリングポスト周辺

管理番号： 7-1

測定日： 2023年4月14日18日 測定者： 桑原 豊

	NaIシンチレーション		電離箱ICS-323C			インスペクター		GM管TGS-146B	備考
	S/N 202K6825		S/N R05316			S/N 34658		管理No5	
	γ線 (μSv/h)		γ線 (μSv/h)	β・γ線 (μSv/h)	γ線 (μSv/h)	α・β・γ線 (μSv/h)	スケーラ計測30秒		
1	0.55	0.4	1.2	0.359	0.365	148			
2	0.57	0.4	1.0	0.350	0.359	120			
3	0.57	0.5	1.1	0.353	0.335	136			
4	0.59	0.4	1.3	0.347	0.365	111			
5	0.59	0.5	1.0	0.329	0.413	134			
6	0.59	0.5	1.0	0.341	0.407				
7	0.59	0.5	0.9	0.389	0.431				
8	0.58	0.6	0.8	0.413	0.449				
9	0.58	0.6	0.7	0.383	0.437				
10	0.58	0.5	0.8	0.395	0.437				
平均値	0.58	0.49	0.98	0.366	0.400	130			
校正定数	0.98	1.04							
正味線量率	0.57	0.51	0.98	0.366	0.400	260			

※ シンチレーションの時定数は10秒とし、線量測定開始は時定数の3倍以上とする。電離箱の測定方向は下向きとする。

※ 電離箱のγ線線量率が、1.0 (μSv/h) 未満の場合は参考値とする。 ※ TGS-146Bの正味線量率は「cpm」

※ NaIシンチレーションTCS-171B以外の測定は、2023年4月18日測定。

双葉町放射能汚染調査 (土壌表面サーベイ)

測定日： 2023年4月14日

測定場所： 同、新山字前沖28地内旧双葉町役場 モニタリングポスト周辺

検査項目： 土壌汚染検査

測定者： 桑原 豊

管理番号： 7-1

項目	地表面線量率TCS-171B				地表面サーベイTGS-146B (管理番号No5)				インスペクター				TCS-362	
	γ線 (μSv/h)				スケーラ計測30秒 (1/2cpm)				(μSv/h)				スケーラ計測30秒	
	コリメータなし		コリメータ使用		コリメータなし		コリメータ使用		γ線		α・β・γ線		地表面 (1/2cpm)	
	地表面	採取後	地表面	採取後	地表面	採取後	地表面	採取後	地表面	採取後	地表面	採取後	α線	β線
1	0.55	0.48	0.29	0.20	160	163	139	107	0.560	0.311	0.787	0.521	0	524
2	0.57	0.49	0.30	0.21	163	137	121	110	0.458	0.299	0.811	0.554	0	566
3	0.56	0.49	0.29	0.22	190	168	109	89	0.434	0.287	0.745	0.631	0	513
4	0.57	0.50	0.27	0.23	172	175	123	106	0.485	0.305	0.724	0.614	1	506
5	0.59	0.50	0.27	0.22	162	135	154	108	0.449	0.326	0.724	0.646	0	502
6	0.58	0.51	0.27	0.22					0.428	0.302	0.724	0.697		
7	0.57	0.52	0.27	0.22					0.434	0.311	0.718	0.709		
8	0.58	0.51	0.28	0.22					0.398	0.335	0.676	0.691		
9	0.57	0.52	0.27	0.21					0.437	0.329	0.614	0.664		
10	0.57	0.52	0.30	0.21					0.461	0.329	0.593	0.599		
平均	0.57	0.50	0.28	0.22	169	156	129	104	0.454	0.313	0.712	0.633	0.2	522
校正定数	0.98	0.98	0.98	0.98										
正味線量率	0.56	0.49	0.28	0.21	339	311	258	208	0.454	0.313	0.712	0.633	0.4	1,044

※ TGS-146BとTCS-362の正味線量率の値は「cpm」

双葉町放射能汚染調査（土壌汚染密度）					
採取場所：	同、新山字前沖28地内旧双葉町役場 モニタリングポスト周辺			(駐輪場側花壇) 除染済み	
土壌採取日：	2023年4月14日		試料担当者：桑原 豊		
管理番号：	7-1-①	採取深さ：	50 mm	検査出す前の検体重さ：	572 g (湿土)
汚染検査結果<受付No： 04170071 >					
測定日： 2023年4月17日				検体容量： CC	
測定値		検出限界値		検体重さ： 570 g (湿土)	
Cs134	56.9 (Bq/kg)	20.0 (Bq/kg)	表面汚染密度換算 65 係数		
Cs137	2,990.0 (Bq/kg)	39.1 (Bq/kg)	19.80 (Bq/cm2)		
合計	3,046.9 (Bq/kg)	(測定時間 20 分)		福島原発管理区域汚染区分： C	
※ 「除染済み」とは、一度除染を実施している場所。					
双葉町放射能汚染調査（食品汚染密度検査）					
採取場所：	同、新山字前沖28地内旧双葉町役場 モニタリングポスト周辺			除染済み	
試料採取日：	2023年4月14日		試料担当者：桑原 豊 参考：駐輪場にて採取		
管理番号：	7-1-②	品名：	ヨモギ	検査出す前の検体重さ：	168 g (生)
汚染検査結果<受付No： 04170041 >					
測定日： 2023年4月17日				検体容量： CC	
測定値		検出限界値		検体重さ： 165 g (生)	
Cs134	不検出 (Bq/kg)	59.1 (Bq/kg)	表面汚染密度換算 #### 係数		
Cs137	361.0 (Bq/kg)	34.6 (Bq/kg)	#VALUE! (Bq/cm2)		
合計	361.0 (Bq/kg)	(測定時間 30 分)		福島原発管理区域汚染区分：	
※ 「除染済み」とは、一度除染を実施している場所。 管理番号 7-1					

管理番号：7-3 双葉町新山字前沖28地内旧双葉町役場モニタリングポスト周辺 記録作成日：2023年4月29日  
 調査日：2023年4月18日 調査者：桑原 豊 作成者：桑原 豊



双葉町空間線量率測定 (1m) 記録

測定場所： 同、新山字前沖28地内旧双葉町役場 モニタリングポスト周辺

管理番号： 7-3

測定日： 2023年4月18日 測定者： 桑原 豊

	NaIシンチレーション		電離箱ICS-323C		インスペクター		GM管TGS-146B	備考
	S/N 202K6825		S/N R05316		S/N 34658		管理No5	
	γ線 (μSv/h)	γ線 (μSv/h)	β・γ線 (μSv/h)	γ線 (μSv/h)	α・β・γ線 (μSv/h)	スケーラ計測30秒		
1	0.49	0.6	0.9	0.350	0.479	126		
2	0.50	0.6	1.0	0.377	0.533	126		
3	0.50	0.5	0.9	0.389	0.575	120		
4	0.51	0.5	0.8	0.407	0.533	139		
5	0.49	0.5	0.7	0.401	0.545	125		
6	0.48	0.5	0.7	0.419	0.551			
7	0.49	0.5	0.8	0.443	0.533			
8	0.51	0.6	0.7	0.449	0.515			
9	0.51	0.6	0.9	0.437	0.551			
10	0.50	0.6	0.9	0.431	0.533			
平均値	0.50	0.55	0.83	0.410	0.535	127		
校正定数	0.98	1.04						
正味線量率	0.49	0.57	0.83	0.410	0.535	254		

※ シンチレーションの計数率は10秒とし、線量測定開始は計数率の3倍以上とする。電離箱の測定方向は下向きとする。

※ 電離箱のγ線線量率が、1.0 (μSv/h) 未満の場合は参考値とする。

※ TGS-146Bの測定値の正味線量率は「cpm」

双葉町放射能汚染調査 (土壌表面サーベイ)

測定日： 2023年4月18日

測定場所： 同、新山字前沖28地内旧双葉町役場 モニタリングポスト周辺

検査項目： 土壌汚染検査

測定者： 桑原 豊

管理番号： 7-3

項目	地表面線量率TCS-171B				地表面サーベイTGS-146B (管理番号No5)				インスペクター				TCS-362	
	(μSv/h)				スケーラ計測30秒 (1/2cpm)				(μSv/h)				スケーラ計測30秒	
	コリメータなし		コリメータ使用		コリメータなし		コリメータ使用		γ線		α・β・γ線		地表面 (1/2cpm)	
	地表面	採取後	地表面	採取後	地表面	採取後	地表面	採取後	地表面	採取後	地表面	採取後	α線	β線
1	1.51	0.61	0.88	0.25	613	461	586	430	1.318	0.497	7.532	1.432	1	2,807
2	1.54	0.59	0.87	0.23	624	399	603	478	1.285	0.500	7.677	1.618	1	2,689
3	1.55	0.61	0.88	0.21	644	438	589	437	1.222	0.539	7.762	1.912	1	2,705
4	1.51	0.61	0.91	0.21	662	451	642	472	1.162	0.458	7.617	1.996	3	2,691
5	1.52	0.60	0.91	0.21	590		595		1.141	0.449	7.629	2.014	3	2,645
6	1.54	0.59	0.89	0.22					1.141		7.562	2.074	0	2,580
7	1.55	0.60	0.90	0.23					1.084		7.617	2.200		
8	1.56	0.61	0.92	0.22					1.108		7.641	2.188		
9	1.56	0.62	0.94	0.22					1.156		7.635	2.038		
10	1.55	0.60	0.93	0.24					1.264		7.617	1.972		
平均	1.54	0.60	0.90	0.22	627	437	603	454	1.188	0.489	7.629	1.944	1.5	2,686
校正定数	1.00	1.00	1.00	1.00										
正味線量率	1.54	0.60	0.90	0.22	1,253	875	1,206	909	1.188	0.489	7.629	1.944	3.0	5,372

※ TGS-146BとTCS-362の正味線量率は「cpm」

※ TCS-362 測定器で通常 BG（自然放射能 α 線）は、0.6cpm 未満。超えてるので人工 α 核種もあると考えられる。

双葉町放射能汚染調査（土壌汚染密度）					
採取場所：	同、新山字前沖28地内旧双葉町役場 モニタリングポスト周辺			建物前堆積物 除染済み	
土壌採取日：	2023年4月18日		試料担当者：桑原 豊		
管理番号：	7-3-①	採取深さ：	20 mm	検査出す前の検体重さ：	370 g（湿土）
汚染検査結果<受付No：		0420-0011		>	
測定日：			2023年4月20日		
検体容量：			CC		
検体重さ：			370 g（湿土）		
測定値			検出限界値		
Cs134	1,340.0	(Bq/kg)	55.5	(Bq/kg)	表面汚染密度換算 26 係数
Cs137	64,800.0	(Bq/kg)	81.4	(Bq/kg)	171.96 (Bq/cm <sup>2</sup> )
合計	66,140.0	(Bq/kg)	(測定時間 30 分)		福島原発管理区域汚染区分： D

※ 「除染済み」とは、一度除染を実施している場所。 管理番号 7-3

旧双葉町役場内室内簡易スミヤ測定結果測定状況写真

作成日：2023年1月3日

作成者：桑原 豊

スミヤ採取：2022年12月20日 旧双葉町役場2階広報室窓

採取日：2022年12月20日 旧双葉町役場2階室内スミヤ採取



採取者：桑原 豊 スミヤ50φmm

採取者：桑原 豊

測定日：2022年12月29日

BG測定

測定日：2022年12月29日 旧双葉町役場2階室内スミヤ採取



測定者：桑原 豊 スケラー 計測60秒：48 c

採取者：桑原 豊 スケラー 計測60秒：2791 c

環境放射線測定：旧双葉町役場内 (スミヤ測定)  
 測定日：2023年11月30日 スミヤ採取日：2023年11月29日  
 スミヤ番号：6-2- ⑭

作成日：2024年2月27日  
 作成者：桑原 豊



2階通信機械室

バックグラウンド測定



スケーラー計測60秒：60cpm



スケーラー計測60秒：1680cpm



NET:38cpm  
 GROSS98cpm以上で汚染  
 差：1680-60=1620cpm

環境放射線測定：旧双葉町役場内 (スミヤ測定)  
 測定日：2023年11月30日 スミヤ採取日：2023年11月29日  
 スミヤ番号：6-2- ⑮

作成日：2024年2月27日  
 作成者：桑原 豊



庁議室 テーブル

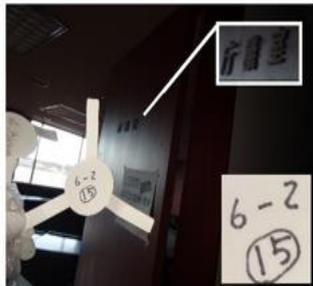
バックグラウンド測定



スケーラー計測60秒：60cpm



スケーラー計測60秒：828cpm



NET:38cpm  
 GROSS98cpm以上で汚染  
 差：828-60=768cpm

※ 参考：モニタリングポストの解説

旧双葉町役場モニタリングポストとインスペクター線量率比較  
測定日：2022年12月20日

作成日：2023年1月3日  
作成者：桑原 豊

モニタリングポスト：0.175 (μSv/h) 表示



インスペクター：0.227 (μSv/h) 表示



インスペクター：0.233 (μSv/h) 表示



インスペクター：0.215 (μSv/h) 表示

インスペクター平均値：0.225 (μSv/h) Cs137校正値 = 1.2 × μGy/h 表示

モニタリングポスト：0.175 (μSv/h) × 1.2 = 0.210 (μSv/h)

(モニタリングポストは、1.0 (μGy/h) = 1.0 (μSv/h) 表示されているため、Cs137校正の測定器より2割低く表示される。)

インスペクターでの環境放射線量測定でモニタリングポスト値と比較するためには、水平方向で測定することが望ましいようです。

7-1 双葉町旧役場モニタリングポスト周辺



時刻：2022年12月20日12時38分



《 通用口 》



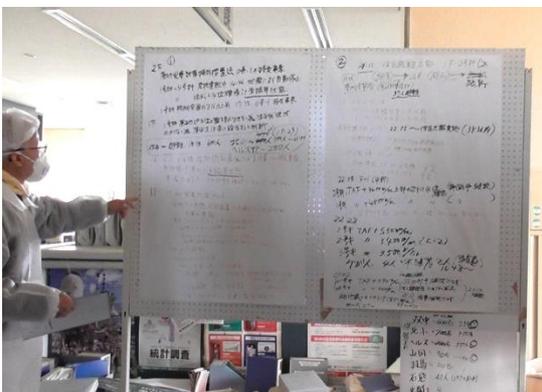
《 1階税務課、産業課 》



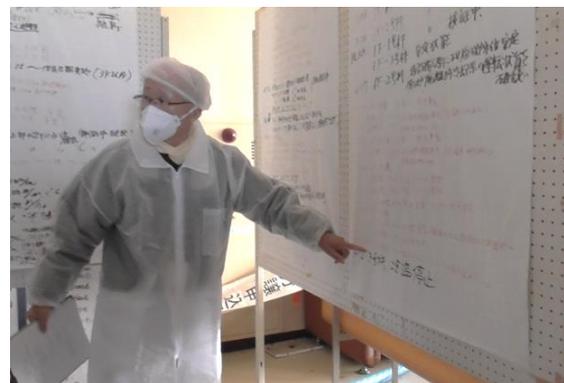
《 正面玄関桑原計測 》



《 防災行政無線室 》

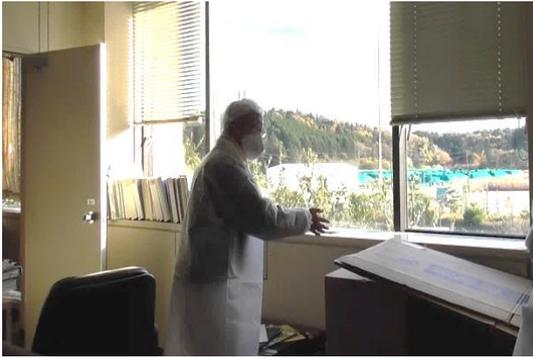


《 2階企画課前 》



《 同 左 》

このボードは、東電第1・第2から、2011年3月11日から3月12日午前9時過ぎまでに通報された事象を書き留めたボード。国と福島県から通報・指示は一切なかったので、書き留められていない。



《 秘書課窓際 》



《 庁議室（災害対策本部） 》



《 双葉町長室 》



《 双葉町長机 》

（原告の話）ここの入り口が、私どもの通用口なんですね。私も正面から入ったことってほとんど、まあ公式でやるときは別ですけど、普通はこの出入りでやっていました。ここに入るときには大体1番か2番なんですね。7時半くらいにいましたから、開いていないときにはここで立ってて、職員が開けてくれるのを待っている。鍵のある場所は分かっていたんですけど、私は開けたことはありません。開けてもらって、閉めてもらってる。

ということで暗いところで、足元が危ういところもありますけど…

（役所の中へ全員で入っていく）：（一階）あの時計が止まっているところをご覧ください。あの電気の時計ですね。地震のときの時間です。（2時46分）

（原告の話）ここが一階の事務室なんですけど、だいぶ荷物持ってきてますんで、箱が多いようなんですけど、直後はこういう箱はありませんでした。これもういろんなところから資料を持ってきて置いてありますんで、あとは机の上にある箱も当時はありませんでした。もうとにかく、机はひっくり返るほどではなかったんですけど、書類が全部散乱して、足の踏み場もなかったっていうのが現状ですね。

だけどこの建物は意外と丈夫で、ほとんど痛んでおりません。まあ幸いなことに。あした、今月かな、今月くらいを境にして、もうあとは解体の準備に入ることを役場で言ってるらしいんですね。

ここが町民ホールと申しまして、(窓の前)ここに大きなディスプレイがありまして、常日頃、放射線のデータがタイムリーにここに送られてきたところです。もう一つこちらにもディスプレイが置いてあって、発電所の状態がここで観察できるようになっていました。ここは荷物がなくて、町民が集まったりなんかする場所です。いまはもう片付けちゃってディスプレイはもうありません。

(二階 通信機械室):…担当職員も避難しなければなりませんので順番で、そのあと東電の広報部の社員に引き継いで、避難を呼びかけて(聞き取れず…)思い出すと涙が出るんだ。

(移動)

(原告の話)一階と二階のこの辺に、双葉警察署の署員が2名ほどおりまして、11日の夜からきていて、私が最終退避する12日の14時20分くらいまでは、ここで同行しました。14時の時に「町長、限界ですよ」というのが双葉警察署員から耳打ちされて、限界ですよっていうのは、ここはもうダメですよ、退避しなさいっていう、なんか原災法かどっかにあるらしいんですけど、町長が言うこと聞かなかつたら警察署で退避命令を出すことになってたみたいなんです。だけど、私は素直に言うこと聞いて、最終退避命令を残っていた6名から8名の職員に対して、ここで向こうで、最終退避命令を出したんです。一度引き上げると。

ここにあるボードは、レプリカっていうか、写してくれたんで、どっかの大学が。この当時、第一原発と第二原発から緊急通報がきて、赤(色)がほとんど2Fなんですけど…全所からきた情報をここに書き留めて、1から5(壁書き用)用意してあるんですけど、5は私ちょっと見たことないんですね、用紙が。4枚あって、あの問題はいろいろ被告側がね「通報した」と、12日の13時半とか14時に双葉町に通報したと言ってるんですけど、9時10分で終わってるんですよ、記録が。職員は14時までは必ずいましたから、私もいました。だけど、これを私もこれ以降の(記録を)見たことがありません。誰に、そんな双葉町役場に通報したかっていうのは私にはわかりません。通報を受けた者がいないから、私にはわかりません。これが最後です。そういうことです。

(原告の話)ここに、12日の13時、12時過ぎか13時ごろに、シンチレーションサーベイ持って歩いてますけど、あれをここ(窓)に上げておきました。12

日。そしたら針が振り切れた、通常の針じゃなくてももう1レンジくらいは上げないとダメになって、1レンジ上げるくらい針が振り切れた。ちょうどその時が13時だったと思いますけど、警察署員が言うのもこれを見ていたから、私も即座にわかった、了解したということで最終退避、ここはもうダメだと、これ以上汚染されているからダメだということで、決断した場所です、ここは。

ここには武藤副社長らが、当時、12日の午前3時ごろここに来てます、座ってます。だけど、ベントっていう言葉を彼らから聞いたことは一回もありません。私らは素人でないから、発電所と長く付き合っているんで、ベントという言葉が聞けばピンと来るんですけど、記憶にない言葉、彼はモゴモゴという喋り方するもんですから…、私はベントという言葉が彼から聞いておりません。しかしその時は「ベントをやれ」ってことを国と東電でやりあっているんですけど、一切情報来ていません、双葉町には。だからベントのことを知ったのは騎西に避難してから情報を聞いてわかったんです。それまで私は、双葉町災害対策本部長は知らなかったんです。

(原告の話)ここは災害対策本部会議を、普通はここはしませんけど、災害対策本部会議を当時はここでやりました。だから、私の記憶では3回か4回くらいここでやっていますけれども、12日の午前8時以降は、もうここでは災害対策本部会議はやっていません。そういうことで双葉町は、災害対策本部を設けていました。しかし、発電所からの情報っていうのは、あのホワイトボードに書いてあっただけのことであって、後の情報はどこからも一切来ていません。一番、私が悔しいのは、原子力安全・保安院、保安検査官事務所、原子力防災専門官、彼らに課せられた役目を果たしていませんで、悔しくて仕方がありません。

(原告の話)ここは町長応接室で、東電の勝俣社長とか副社長とか所長とか偉い人が来て、私はここで対応していました。ここで一番最後に確認したのは、土堂副所長に「オレは放射能嫌いだから被せんよ」って言ったのがこの場所です。そしたら彼は「そんなことありませんよ町長」って笑いながら答えたんですね、嘘つかれた。

(原告の話)ここは町長室。この辺にテレビがあって、事故当時はこのテレビがいちばんの情報源でしたので、後どこからも来ませんから、県からも来なければ、国からも来ません。ここで見てわかっていたんですけど、5時44分の10キロの避難指示のテレビ情報をちょうど見ていませんでした。一階に降りていたのを見た防災担当職員から「町長、大変だよ」という報告を受けた、という

ような…いずれにしろ午前5時 44 分の 10 キロの避難指示っていうのを知ったんですね。棚には当時、私はいろんな資料を集めていたものですから、それが入っています。ほとんど私が集めた資料、要するに職員に対する指示書とかですね、こうなさいとか、ああいいよ、とかそういった指示書が綴ってあります。そのほかもありますけど、そんなことで非常に悔しい思いをした場所です。

ここも時計は一緒ですね。多分時計は一緒ですから、どこでも。もうあと私は入ることはないと思うんです、この場所には。この前、最後、ここに入って、私の資料の確認をして、もうないということを確認して、やることの関係は切れました。切らざるを得なかった。ということです。

では三階までご足労いただきます。

(正庁)

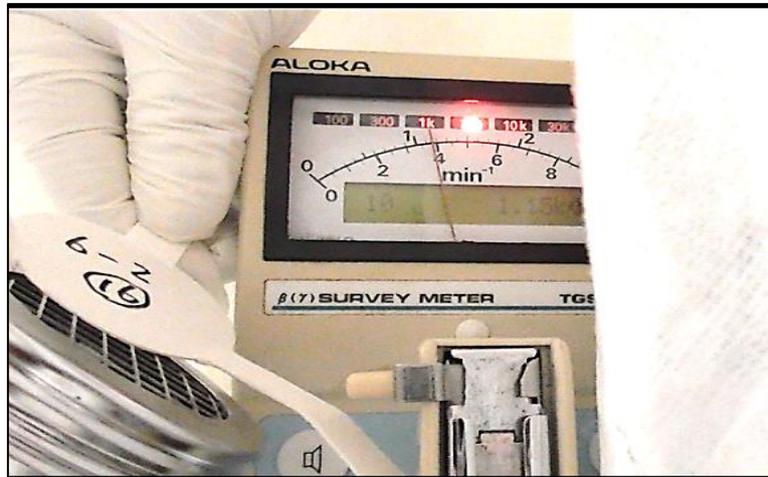
(原告の話) 体育館とかそういうところはみんな、天井が落ちただけど、ここは落ちなかったんですね。

ここは正庁と申しまして、町の行事をするところですね。色々な行事をやりました。表彰式とか、行事とは言えませんが納税の申告をしたりとか。あともう一つは防災訓練の時のテーブルをここに並べて、ここで私たちが指揮をします。防災訓練の時に、今回はありませんけれども、この辺に画面を立てて、テレビ会議のシステムがあって官邸とやりとりしていたんです。もちろん県庁とも。事故の状況の情報共有をしていたんですね。システムがこれです。防災訓練の時に使うテレビ会議システムがこれです。これ、ご覧になっていただきたいんですけど、テレビカメラなんですね。JNES がこれをそっちに持って行って使えるようにしている。

今回は使っていないですから、このままです。テレビ会議してないです。これがやはり原災法上あってはならないことで、町との情報共有は一切していない。あったんですよ、これ。ちょっとこれを見ていただきたくて、ここに来ていただきました。

あとは各種、各部屋ですので……

(線量計測器の警報音がどんどん大きくなる)(計測器の数値が映し出される)



«スミヤサンプル警報音発する»

## 12 ヘルスケアふたば ⑧

\*時間：14:50～15:10

※原告被害実態説明：永久に忘れることはできなくされた場所となった。去る平成 23 年 3 月 12 日 14 時 30 分から避難が遅れていたヘルスケアふたば・老人施設せんだん・双葉厚生病院で患者たち、職員たち、医師、看護師の避難を救助に当たっていた警察官、自衛隊員、バスの運転手及び原告と役場職員など約 300 人がこの場所で、夥しい被ばくをさせられた場所である。このことが発生したのは、不利益情報の不告知による被ばく傷害事件だと判断している。ここで被ばくをさせられたことに対する謝罪がないまま、被ばく隠しが堂々に行っている背景には、政府災害対策本部長の原災法違反があったからである。現在はその面影は感じられないが、当時のことを同所にいた警察官から感想を聞いたら死の恐怖を感じたと語っていた。原告は、その後、鼻血出血、皮下出血、脱毛、しびれ、めまい、悪寒、サメ肌等の症状が発症していた。



(原告の話)ここはヘルスケア双葉です。裏口って北口ですね、通用口からしか入れませんから…。

ここは双葉町の健康施設、ここには施設の運営母体は違いますが双葉厚生病院がこちら隣にあって、そしてここが社会福祉協議会が運営するヘルスケア双葉というのがあります。健康施設ですね。町民の健康を守るための施

設です。プール挟んで向こうには高齢者の施設ですね。これなぜここに作ったかという、病院に近いところに集約すると、本当は、ここは、非常に建設当初は地権者の関係で難しかったんですけど、そこを何とかクリアして双葉町の健康施設をまとめるんだということで、頑張って建てた施設です。相当、ここにはお金もかけていますので、当時は最新鋭の状態、温泉施設を作る、温水プールも作る、筋力トレーニングルームも作るなど、いろんなことをやっておりました。施設の所有は双葉町ですけれども、運営は社会福祉協議会にさせておりました。

事故当時、早めに私も12日の7時半頃に災害対策本部会議のもとでもって避難指示を出すことになっていた時に、ここにも知らせたんですけど、なかなか避難指示が10キロもなかったために、避難が遅れてしまいました。したがって、ここを最終的に避難したのは16時くらいですか、この前に、写真で何度かお見せしていますが、この前側に自衛隊の車両、それからバスが来て、そこに高齢者、身体障害者、自立できない障害者を乗せようとしていた、まさにその場所なんですけど、残念ながら遅れて、対応が遅れて15時36分、1号機の爆発、それを受けて、ちょうどこういうふうに陽が照っていたんですけど、爆発物が飛んで来た時には日陰になりました。もう影ができないくらい薄暗くなっていました。それくらい上から粉塵が舞って来て、それを見た私は大声をあげて、外にいた高齢者、ここにいた人も含めて、高齢者に「中に入れっ！」って大声をかけて、号令をかけてここ(ホール中央)に固まってたんですね。なぜかっていうと、外壁から遠いという、ただ私、迂闊だったのは、上がこのような状態だったの(吹き抜けのガラス天井)。あのドサクサの時に、ここ(ガラス天井)まで見てなかった。これ作った時は素晴らしいものだったんですけど、降下することを考えれば、ここではまずかったんですけどあとで感じたんですね。固まらせた、ここに高齢者を、車椅子の人も何も。で、しばらくして降下するのが目視できなくなる、目視確認ができなくなった時に、避難の再開をしました。この人たちは、この施設の車で、バスを使って移動しました。ここで移動した人は、ただ最悪の人は双葉高校のグラウンドへ、ヘリコプターで移動するっていうんで、グラウンドに運んだ人もいますね。厚生病院もそうでした。この人たちは12日に避難できなくて、13日までかかってしまった。ヘリコプターの避難というのは厄介なもので、見てくれは、いいんですが、効率は非常に悪い、ということが今度の事故で実感をしました。ということで、ここにいた人は12日に川俣とか他のところに避難できたんですけど、双葉高校、いわ

ゆる一番重い人は、その人たちは13日までかかってしまった。こういう苦い思い出があります。本当に事故さえなければ、こんな思いしなくてよかったですけど、断腸の思いですね。

こんな状況を、東京の人は知っていたのか、あの当時、こういう状況を、そこが憤りですね。

そんなことで、この施設はそういう使い方をしていたということですので、少し施設の案内をしたいと思います。



《 裏出入口 》



《 正面玄関 》



《 1階ホールで説明 》



《 同 左 》



《 11日の夜の状況 》



《 同 左 》

環境放射能測定

管理番号：6-1 双葉町長塚字谷沢町56地内 ヘルスケアふたば 屋外 記録作成日：2023年4月29日  
 調査日：2023年4月12日13日18日 調査者：桑原 豊 作成者：桑原 豊



双葉町空間線量率測定 (1m) 記録

測定場所： 同、長塚字谷沢町56地内 ヘルスケアふたば 屋外

管理番号： 6-1

測定日： 2023年4月12日・18日

測定者： 桑原 豊

	Nalシンチレーション	電離箱ICS-323C		インスペクター		GM管TGS-146B	備考
	S/N 202K6825	S/N R05316		S/N 34658		管理No 5	
	γ線 (μSv/h)	γ線 (μSv/h)	β・γ線 (μSv/h)	γ線 (μSv/h)	α・β・γ線 (μSv/h)	スケーラ計測30秒	
1	2.00	1.5	1.7	1.606	1.636	486	
2	2.02	1.6	1.7	1.627	1.732	390	
3	2.03	1.6	1.6	1.609	1.660	435	
4	1.97	1.7	1.6	1.498	1.822	426	
5	1.97	1.7	1.6	1.549	1.780	428	
6	1.99	1.9	1.6	1.537	1.846		
7	1.98	1.7	1.7	1.561	1.828		
8	1.97	1.7	1.6	1.564	1.954		
9	2.03	1.7	1.5	1.498	1.870		
10	2.00	1.7	1.5	1.492	1.810		
平均値	2.00	1.68	1.61	1.554	1.794	433	
校正定数	1.00	1.04					
正味線量率	2.00	1.75	1.61	1.554	1.794	866	

※ シンチレーションの時定数は10秒とし、線量測定開始は時定数の3倍以上とする。電離箱の測定方向は下向きとする。

※ 電離箱のγ線線量率が、1.0 (μSv/h) 未満の場合は参考値とする。

※ 正味線量率のTGS-146Bの値は「cpm」。※ 電離箱の測定日は4月18日

双葉町放射能汚染調査（土壌表面サーベイ）

測定日： 2023年12・13・18日

測定場所： 同、長塚字谷沢町56地内 ヘルスケアふたば 屋外

検査項目： 土壌汚染検査

測定者： 桑原 豊

管理番号： 6-1

項目	地表面線量率 TCS-171B				地表面サーベイTGS-146B (管理番号No5)				インスペクター				TCS-362	
	γ線 (μSv/h)				スケーラ計測30秒 (1/2cpm)				(μSv/h)				スケーラ計測30秒	
	コリメータなし		コリメータ使用		コリメータなし		コリメータ使用		γ線		α・β・γ線		地表面 (1/2cpm)	
	地表面	採取後	地表面	採取後	地表面	採取後	地表面	採取後	地表面	採取後	地表面	採取後	α線	β線
1	5.32	4.82	2.75	2.17	1,243	934	868	457	3.480	2.969	4.828	3.204	0	3,877
2	5.33	4.93	2.77	2.20	1,165	900	892	565	3.522	2.997	4.804	3.228	0	3,937
3	5.26	5.01	2.74	2.19	1,277	904	892	497	3.477	3.023	4.780	3.276	1	3,773
4	5.29	5.07	2.73	2.19	1,217	846	864	489	3.555	3.107	4.780	3.384	1	3,864
5	5.30	5.07	2.76	2.18	1,219	859	904	483	3.606	3.125	4.690	3.408	1	3,791
6	5.36	5.09	2.76	2.20					3.537	3.059	4.780	3.336	0	3,806
7	5.36	5.09	2.78	2.18					3.622	2.975	4.756	3.324		
8	5.35	5.09	2.77	2.21					3.570	2.993	4.624	3.394		
9	5.33		2.77	2.22					3.570	3.017	4.618	3.282		
10	5.34			2.22					3.579	3.071	4.666	3.210		
平均	5.32	5.02	2.76	2.20	1,224	889	884	498	3.552	3.034	4.733	3.305	0.5	3,841
校正定数	1.00	1.00	1.00	1.00										
正味線量率	5.32	5.02	2.76	2.20	2,448	1,777	1,768	996	3.552	3.034	4.733	3.305	1.0	7,683

※ TGS-146B・TCS-362の正味線量率は「cpm」。

※ 2023年4月18日のTCS-362の測定値は土採取後土を戻した状態の測定値。

双葉町放射能汚染調査（土壌汚染密度）

採取場所： 同、長塚字谷沢町56地内 ヘルスケアふたば 屋外

土壌採取日： 2023年4月12日

試料担当者： 桑原 豊

管理番号： 6-1-①

採取深さ： 50 mm

検査出す前の検体重さ： 392 g (湿土)

汚染検査結果<受付No： 04130011 >			
測定日： 2023年4月13日		検体容量： CC	
測定値	検出限界値	検体重さ： 360 g (湿土)	
Cs134 507.0 (Bq/kg)	38.4 (Bq/kg)	表面汚染密度換算 65 係数	
Cs137 25,200.0 (Bq/kg)	55.2 (Bq/kg)	167.10 (Bq/cm2)	
合計 25,707.0 (Bq/kg) (測定時間 30 分)		福島原発管理区域汚染区分： D	

双葉町放射能汚染調査（土壌汚染密度）

採取場所： 同、長塚字谷沢町56地内 ヘルスケアふたば 屋外

土壌採取日： 2023年4月12日

試料担当者： 桑原 豊

管理番号： 6-1-② (粗)

試料深さ： 50 mm

検査出す前の検体重さ： 328 g (湿土)

汚染検査結果<受付No： 04130021 >			
測定日： 2023年4月13日		検体容量： CC	
測定値	検出限界値	検体重さ： 330 g (湿土)	
Cs134 365.0 (Bq/kg)	35.7 (Bq/kg)	表面汚染密度換算 65 係数	
Cs137 18500.0 (Bq/kg)	49.1 (Bq/kg)	122.62 (Bq/cm2)	
合計 18865.0 (Bq/kg) (測定時間 30 分)		福島原発管理区域汚染区分： D	

管理番号 6-1

双葉町放射能汚染調査（食品汚染密度検査）

採取場所： 同、長塚字谷沢町56地内 ヘルスケアふたば 屋外 参考資料：駐車場にて採取

試料採取日： 2023年4月12日 試料担当者： 桑原 豊

管理番号： 6-1-③ 品名： ヨモギ 検査出す前の検体重さ： 316 g (生)

汚染検査結果<受付No：		04130031		>	
測定日： 2023年4月13日			検体容量： CC		
測定値		検出限界値		検体重さ： 405 g (生)	
Cs134	23.7 (Bq/kg)	11.8 (Bq/kg)	表面汚染密度換算 #### 係数		
Cs137	1,500.0 (Bq/kg)	29.0 (Bq/kg)	#VALUE! (Bq/cm2)		
合計	1,523.7 (Bq/kg)	(測定時間 30 分)		福島原発管理区域汚染区分：	

管理番号 6-1

環境放射線測定：ヘルスケアふたば屋内（スミヤ測定）

測定日：2023年11月30日 スミヤ採取日：2023年11月29日

スミヤ番号：6-2- ⑰

作成日：2024年 2月24日

作成者：桑原 豊

バックグラウンド測定



北入口ドア裏：床で採取



スケーラー計測60秒：60cpm



スケーラー計測60秒：2,302cpm



NET:38cpm  
GROSS98cpm以上で汚染  
差：2302-60=2242cpm

環境放射線測定：ヘルスケアふたば屋内（スミヤ測定）

測定日：2023年11月30日 スミヤ採取日：2023年11月29日

スミヤ番号：6-2-⑱

作成日：2024年2月24日

作成者：桑原 豊



事務所机拭取り

バックグラウンド測定



スケーラー計測60秒：60cpm



スケーラー計測60秒：860cpm



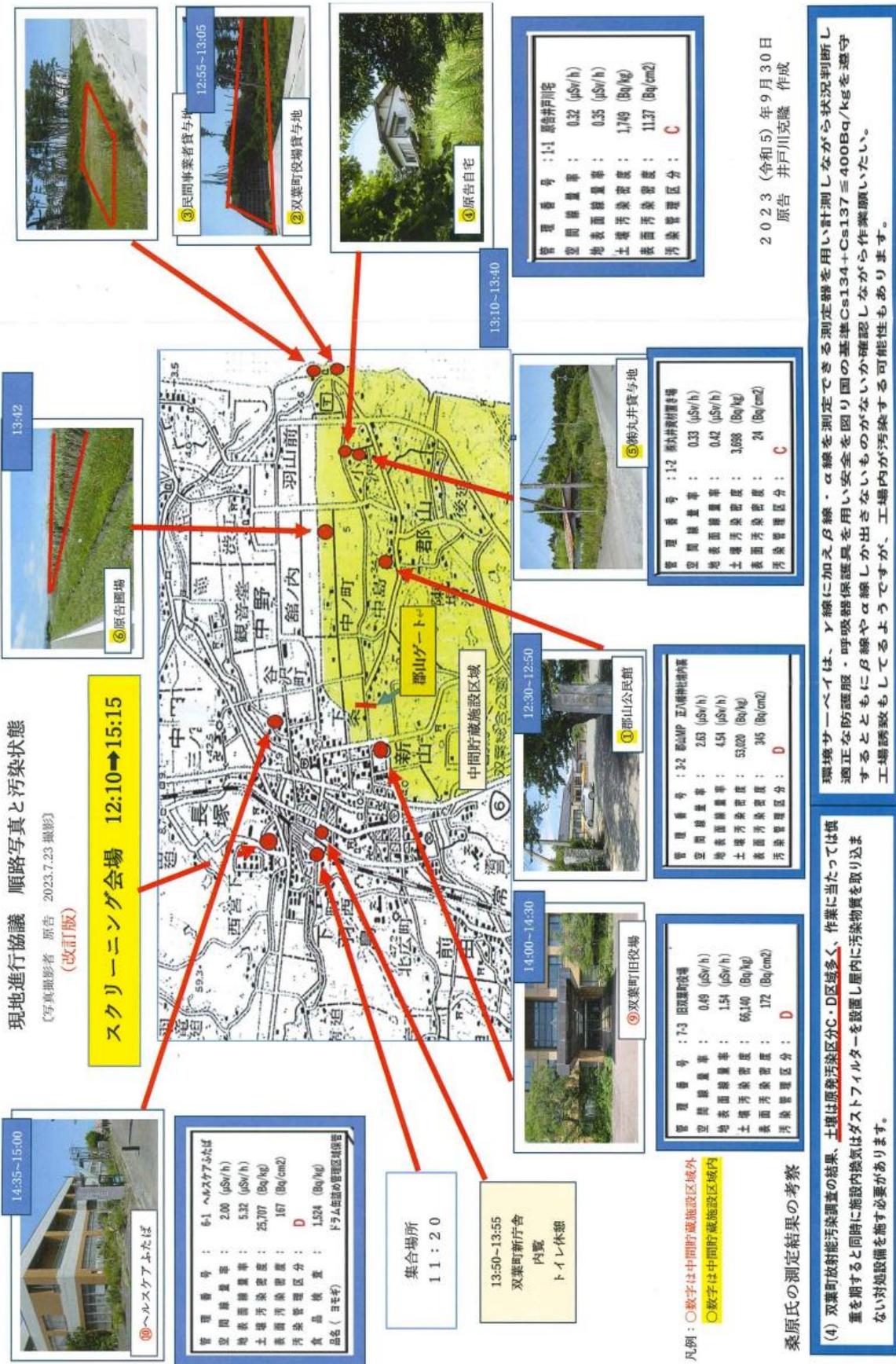
NET:38 cpm  
GROSS：98cpm以上で汚染  
差：860 - 60 = 800cpm

次頁は、行路順マップ

現地進行協議 順路写真と汚染状態

(写真撮影者 原告 2023.7.23撮影)  
(改訂版)

スクリーニング会場 12:10→15:15



14:35-15:00

⑩ヘルステアふたば

管理番号	61 ヘルステアふたば
空間線量率	2.00 (μSv/h)
地表面線量率	5.32 (μSv/h)
土壌汚染密度	25,707 (Bq/kg)
表面汚染密度	167 (Bq/cm2)
汚染管理区分	D
食品検査	1,524 (Bq/kg)
品名 (ヨモギ)	ドラム缶詰め管理区域保管

13:50-13:55

双葉町新庁舎  
内覧  
トイレ休憩

集合場所  
11:20

13:10-13:40

④原告自宅

14:00-14:30

⑨双葉町旧役場

管理番号	7-3 旧双葉町役場
空間線量率	0.49 (μSv/h)
地表面線量率	1.54 (μSv/h)
土壌汚染密度	66,140 (Bq/kg)
表面汚染密度	172 (Bq/cm2)
汚染管理区分	D

12:30-12:50

①郡山公民館

管理番号	3-2 郡山MP 正八幡神社境内
空間線量率	2.63 (μSv/h)
地表面線量率	4.54 (μSv/h)
土壌汚染密度	53,020 (Bq/kg)
表面汚染密度	345 (Bq/cm2)
汚染管理区分	D

13:10-13:40

⑤特丸井貸与地

管理番号	1-2 特丸井貸与地
空間線量率	0.33 (μSv/h)
地表面線量率	0.42 (μSv/h)
土壌汚染密度	3,688 (Bq/kg)
表面汚染密度	24 (Bq/cm2)
汚染管理区分	C

12:55-13:05

③民間事業者貸与地

②双葉町役場貸与地

管理番号	1-1 郡山井川宅
空間線量率	0.32 (μSv/h)
地表面線量率	0.35 (μSv/h)
土壌汚染密度	1,749 (Bq/kg)
表面汚染密度	11.37 (Bq/cm2)
汚染管理区分	C

13:42

⑥原告農場

凡例：○数字は中間貯蔵施設区域外  
◎数字は中間貯蔵施設区域内

桑原氏の測定結果の考察

(4) 双葉町放射能汚染調査の結果、土壌は原状汚染区分C・D区域多く、作業に当たっては慎重を期すると同時に施設内換気はダストフィルターを設置し屋内に汚染物質を取り込まない対策設備を施す必要があります。

環境サーベイは、Y線に加えβ線・α線を測定できる測定器を用い計測しながら状況判断し適正な防護服・呼吸器保護具を用い安全を図り国の基準Cs134+Cs137≒400Bq/kgを遵守するとともにβ線やα線しかかざさないものがないか確認しながら作業願いたい。工場誘致もしてはるようすが、工場内が汚染する可能性もありません。

2023 (令和5) 年9月30日  
原告 井戸川克隆 作成

### 第3 原子力施設に係る平成22年度上期放射線管理等報告について

平成22年11月30日 原子力安全・保安院（甲口第106号証）

[ 本資料は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及びその関連規則の規定に基づき、各原子力事業者より報告のあった、原子力施設に係る平成22年度上期放射線管理等報告について、原子力安全・保安院がとりまとめたものである。

【周辺監視区域外における放射性物質の濃度の3月間についての平均値及び最高値】 原子炉施設、加工施設、再処理施設、廃棄物管理施設の周辺監視区域外における、放射性気体廃棄物の廃棄による空気中の放射性物質の濃度限度、及び原子炉施設、加工施設、廃棄物管理施設の周辺監視区域外における、放射性液体廃棄物の廃棄による水中の放射性物質の濃度限度は、3月間についての平均濃度が法令で定められており、各事業者はその値を下回るようにすることを保安規定で定めている。平成22年度上期は、これらの原子力施設において、法令で定めた濃度限度を下回っていることを確認した。

【女子の放射線業務従事者の3月間の線量】 平成22年度上期の女子の放射線業務従事者の実効線量は、全ての原子力施設において、法令で定める線量限度（各3月間に5ミリシーベルト）を下回っていることを確認した。

【原子炉施設の運転時間及び熱出力】 平成22年度上期の各原子炉施設の運転時間及び熱出力は別表のとおりである。（注）本報告書の表中における放射性物質の濃度の数値については、見易くするため、 $a \times 10^{-b}$  を  $aE-b$  と表記する。例)  $1.2 \times 10^{-3} = 1.2E-3$

I. 放射性物質の濃度の3月間についての平均値及び最高値

I-1. 実用発電用原子炉施設 ]

と、原子力安全・保安院は語っているのに、本件事故後に20ミリシーベルトというウソをついたのだろうか、はなはだ疑問である。いずれにしても、上記に記載されていることは、人の被ばく管理上正しいものと、本件事故前から原告は判断しているので、事故後に被告らが言う、20ミリシーベルトという偽装に従うことはできない。

(Bq/cm<sup>3</sup>)

発電所名	測定箇所	測定対象	前半の3月間(4月~6月)		後半の3月間(7月~9月)		備考	
			平均値	最高値	平均値	最高値		
東京電力(株) 福島第一 原子力発電所	排気口又は 排気監視設備	1・2号炉共用排気筒	希ガス	ND	ND	ND	ND	2E-2
		サイトバンカ建屋換気系 排気口	粒子状放射性物質	ND	ND	ND	ND	4E-9
		廃棄物集中処理建屋換気系 排気筒	希ガス	ND	ND	ND	ND	2E-2
		焼却炉建屋排気口	粒子状放射性物質	ND	ND	ND	ND	4E-9
		雑固体廃棄物減容処理建屋 排気口	粒子状放射性物質	ND	ND	ND	ND	4E-9
		使用済燃料共用ホール 排気口	粒子状放射性物質	ND	ND	ND	ND	4E-9
		第5固体廃棄物貯蔵庫 (固型化処理エリア)換気系 排気口	粒子状放射性物質	ND	ND	ND	ND	4E-9
		2号炉タービン建屋換気系 排気筒	希ガス	ND	ND	ND	ND	2E-2
		3・4号炉共用排気筒	希ガス	ND	ND	ND	ND	2E-2
		3号炉タービン建屋換気系 排気筒	希ガス	ND	ND	ND	ND	2E-2
		4号炉タービン建屋換気系 排気筒	希ガス	ND	ND	ND	ND	2E-2
	5・6号炉共用排気筒	希ガス	ND	ND	ND	ND	2E-2	
	排水口又は 排水監視設備	1号炉排水口	<sup>3</sup> Hを除く値	ND	ND	ND	ND	1.0E-6(前半) 4.5E-8(後半)
			<sup>3</sup> H	ND	-	ND	-	1.0E-5(前半) 4.5E-7(後半)
		2号炉排水口	<sup>3</sup> Hを除く値	ND	ND	ND	ND	1.9E-7(前半) 2.9E-7(後半)
			<sup>3</sup> H	ND	-	2.2E-4	-	1.9E-6(前半) -(後半)
		3号炉排水口	<sup>3</sup> Hを除く値	放出実績なし	放出実績なし	放出実績なし	放出実績なし	-(前半) -(後半)
			<sup>3</sup> H	放出実績なし	放出実績なし	放出実績なし	放出実績なし	-(前半) -(後半)
		4号炉排水口	<sup>3</sup> Hを除く値	ND	ND	ND	ND	3.2E-8(前半) 3.4E-7(後半)
			<sup>3</sup> H	ND	-	1.7E-3	-	3.2E-7(前半) -(後半)
5号炉排水口		<sup>3</sup> Hを除く値	ND	ND	ND	ND	1.3E-8(前半) 2.2E-7(後半)	
		<sup>3</sup> H	1.6E-5	-	1.3E-3	-	-(前半) -(後半)	
6号炉排水口		<sup>3</sup> Hを除く値	放出実績なし	放出実績なし	ND	ND	-(前半) 1.6E-8(後半)	
		<sup>3</sup> H	放出実績なし	放出実績なし	1.7E-4	-	-(前半) -(後半)	

[※表中における放射性物質の濃度に関する記載の内容は以下のとおり。  
(i)ND 当該測定項目に係る放射性物質の濃度が、測定に使用した測定機器の検出限界未満であったことを示す。(ii)平均値、最高値、平均値は、3ヵ月間に検出された放射性物質の総量(Bq数)を、3月間に排出した排気または排水の総量(体積)で除した値である。また、最高値は3月間における1日の平均濃度の最高値である。(iii)備考欄 備考欄の数値は、排気口又は排気監視設備から放出される気体放射性廃棄物については「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定放射性物質の測定に関する指針(原子力安全委員会決定)」にある「測定下限濃度」を記載している。排水口又は排水監視設備にて測定する放射性液体廃棄物にあたっては冷却水によって希釈する前の液体廃棄物処理系の最終タンクにおいて濃度を測定していることから同指針にある「測定下限濃度」に排水による希釈効果を踏まえた換算値を記載した。したがって、指針の「測定下限濃度」は各液体放射性廃棄物処理系統の最終タンクの濃度測定において適用している。なお、この「測定下限濃度」は、測定を計画するにあたって、目標とすべき検出限界濃度であり、測定機器の性能(検出精度)を示す、いわゆる「検出限界値」ではない。実際の測定にあたっては、この「測定下限濃度」が十分に計測できる測定機器が、用いられている。粒子状放射性物質及び排水口におけるトリチウムを除く値においては、 $^{60}\text{Co}$ の値を代表として記載している。]

上記の考え方も、事故前の正しい考え方であると原告は判断している。

したがって、双葉町の避難解除は、内閣府原子力被災者生活支援チームの20ミリシーベルト以下という誤導による偽装された姿を示している。

当現地進行協議における、防曝対策装備は、被告東電が実施してきた手順に基づき行ったものである。原告のご提案にそぐわない装備(平服)で、現地進行協議に同行された方々は、被告東電の「放射線防護教育用テキスト(A 教育用)原子力発電と放射線」に記載されている、放射線防護の基本をご存じないことを、原告らに知らしめたのである。

## 第 4 失った損害の具体的内容

### 1 双葉町民が失った団体の行事



《 地方公共団体の長 》



《 交通安全運動 》



《 火災予防運動 》



《 双葉町新年会 》



《 恒例だるま市 》



《 安全安心な町づくり 》



《成人式》



《町民体育祭》



《消防団検閲式》



《相馬野馬追祭》



《双葉町議会》



《防災訓練》



《サイエンスコンテスト表彰式》



《死亡事故ゼロ二千日表彰》

## 2 双葉町長と町民が失ったもの（原文のまま）

### （1）平成23年新年のあいさつ

町民の皆さん新年明けましておめでとうございます。

皆様は輝かしい新年をお迎えのこととお喜び申し上げます

昨年に変化の激しい年でした、国外では北朝鮮が韓国領に砲撃し、中国漁船のわが国の巡視船への体当たり事件またロシア大統領の北方領土訪問などいずれも国境線にまつわる問題でした。経済ではTPPを始めとして貿易問題がわが国に大きな影響を及ぼしております、このような中で、私たちは争うことなく知恵を出し、話し合いで解決することが大切だと考えています。国内では民主党政権が、参議院選挙で厳しい審判を受けながら頑張っています。なお一層国民のための政治を行って頂きたいものです。

双葉町は、多くの町民の皆様のご理解とご協力の下、近郷近在に無い町財政破綻直前の苦難を経て、今年は希望と輝きの見える年を迎えることが出来ました。

町の施策として大きなものは、学校給食センターの運営開始、第四次総合計画の開始、様々な状況に対応可能な若者が柔軟で、強靱な心身を供えた、未来を担うための教育の実施等を、昨年皆様との懇談会でもお話させて頂きました。

忌まわしい過去には戻らない、そして支えあいながら家族を大切にす町、教育が充実していて皆で生産し、加工し、販売し、消費して働ける健康な町を、町民総参加の「いきいきわくわく双葉町」の始まりの年とします。

## (2) 町長施政方針の不執行

### 「23年第一回双葉町議会定例会」

第1回双葉町議会定例会の開会にあたりまして、平成23年度の町政運営に対します私の所信を申し上げ、議員の皆様をはじめ、広く町民の皆様の御理解とご賛同を賜りたいと存じます。

町民の皆様と共に、町民の皆様の目線で町政を行って参りました。「財政の健全化」「産業の再生」「教育改革」の大きな目標として改革を行い、一時は破綻も取沙汰されたわが町は町民に負担を上乗せすることなく平成22年度で危機を脱出する見込みとなりました。議会並びに町民の皆様の深いご理解とご支援のもと全職員が一体となって改善に取り組んだ結果であります、ここに感謝申し上げます。

健全な財政運営に終わりはありません、今後も安定した財源の確保を図ると共に限られた財源を効果的に配分し健全な運営に努めなければなりません。

過去の経験から学び失敗を繰り返さない考えの下、平成23年度からの「第4次双葉町総合計画」を作りました。現在の地域社会を取り巻く環境は目まぐるしく変化しニーズも多様化しており、またこれからの地方自治は自らの責任で進むべき方向を決め、実行できる行政経営が必要です。このため5つの基本目標と15の戦略テーマを定め、自主、自立、自律した町づくりを進めて参ります。

一方、国際情勢を見極めなくして町政は語れません。現在自然災害が多発しています、中でも地震が多発していてカリブ海・インドネシア・そしてニュージーランドで大きな地震がおきました。被災しました日本国民並びに被災した国の方々には哀悼の意を表します。オーストラリアでは洪水と熱波が襲い、北半球では寒波や少雨による作物の不作などが発生しているために穀物価格の高騰をしております。また、チュニジアで発生した民主化の要求が次々と産油国に広がっています、これは、国は国民のためにあるという自然の流れだと思います。

国内では依然として国政の混乱は、終わりを知らずにつづいております。一刻も早く国民の求めるような安定した政治になることを願います、

原子力発電所では福島第一原子力発電所3号機でプルサーマル運転が開始され現在安定運転しています。安全、安心運転管理のもと7・8号機増設の受け入れ条件は、既に整備され当町は、いつでも事業者の申し入れが出来るようになっております。

それでは教育について申し上げます、教育環境の整備は北小学校の校舎の耐震化と学校給食センターが完成し、子どもたちの学びの連続と食育向上が図られました。引きつづき南小学校の校舎と屋内体育館及び北小学校の屋内体育館の耐震化を行い環境の整備を行います。

双葉厚生病院の統合は一応の区切りがついたものの、真に必要な医療環境の実現までは至っていません、両病院の医師の配置、診療科確定など、二次医療病院としては7万双葉郡民が安心して生活できるような体制が、出来るようこれからも推進会議、合同検討会などで意見を述べていきます。

産業育成は移動時間が短くなった今、商品に愛情が入っていないものは売れなくなりました。国境を越えた物流が盛んになり、従来の考え方や製法では売れなくなりました。従って当町は農業が主体ですので、TPPに負けない新たな作物の生産と、システムの導入並びに消費地との繋がりをもたなければなりません。23年度から、その取り組みを始めたいと考えています。又、商工会が手がけている「おもてなし事業」と「逸品開発事業」も大事ですので引きつづき支援していきたいと考えています。

道路整備では、国道6号線の付加車線工事は目に見えるようになりました、現工区から引き続き南へ改良して頂きたいと国に要望していきます。県道井出長塚線は、長年の懸案事項でしたが、いよいよ着工に向けて準備中であり、早く着工し全線が整備されることを要望していきます。県道浜街道は、残工区の郡山工区が用地交渉に入ると聞いております、最近の朝夕の交通量は非常に多くなっていますので、夫沢工区と合わせて早期完成をお願いしているところです。

今年度も改善すべきところは改善し、議会並びに町民の皆さまと手を取り合って、町勢振興のために邁進したいと考えていますので、ご協力・ご支援をお願いします。

### (3) 原子力発電所との共生と住民の安全確保について

双葉地方に原子力発電所が着手されて40年が経ちます、それ以前の当地方は福島の子ベットと称され出稼ぎが中心の町村でした。しかし、原子力発電所の着工を境に自立出来る様になり、行財政の面において色々な恩恵を享受しておりますが、安全確保に完成はありません。

とりわけ喫緊の課題として、安全対策の根幹となる避難道路が整備されることです、当地方の現在の道路体系では平常時の通行量しか確保されません。

新潟中越沖地震で証明されたように、ネットで繋がれた道路がいかに大事であるかと云うことを、首都圏の電力需要のほぼ20%を担っている当地方の道路事情を知らずに、もう要らないと言っている方々に是非見に来て頂きたい、私たちは発電所との共生を拒んではない。

しかし、地域住民の安全を犠牲にしてまでは出来ない話である。

発電所の立地による各種交付金が、潤沢だった昔と状況はまったく様変わり、今は固定資産税も大幅に少なくなり、国の三位一体改革により交付税も大きく減っています。

この様な中で行財政改革が求められ、国の新たな施策を次から次と提示され、努力しておりますがついていくのが困難になっています。

道路特定財源について国会で議論されていますが、いきなり廃止するという無謀な話は、電力移出に貢献している地域住民にとっては憤懣やる方ない。

都会に住む方の判断で、地方の道路は不要などと云われて、これを黙認することは出来ない、もし、道路特定財源が不要と考える方は、代替りの財源を提供できるように、是非していただきたい。

立地地域に住む我々は安全の担保として、緊急避難用道路整備と維持管理の費用は欠くことが出来ないものである。

双葉町は今、財政再建の真っ只中です。実質公債費比率が30%となり、全国で10位以内に位置しております。このため、思い切った歳出削減策をとっておりますが、国から来る仕事量の増加と福祉・医療費等の扶助費の負担増に苦慮しながら頑張っているところに、今度は道路関係財源が約4千万円減るということになれば、何の因縁なのかと考えさせられる。

財政悪化の要因の一つとされる事業で、住民生活に密着した町道の整備に財源を使いすぎ、今度はその維持補修費が不足しようとしている。町長給料を半分にして再建のため頑張っている、どこにも追いつかなくなってしまう。

国家は国民の生活と安全を守り、次世代を育むものだと考える。末端行政を預かる者として、住民を守るのが役目である。国は国民を守るべきである。法の下に不釣合いがあってはならない、我々は道路を必要としています。地

方分権を進めるためにも、地方の声を大事にして戴きたい。

交付税削減で福島県も大変である、暫定税率が無くなると県が158億円の減少、市町村は82億円の減少が見込まれる、自動車重量税、自動車取得税では県が172億円、市町村は147億円が減少する。これでは、国・県道の維持補修に支障が出てしまう、劣化が進んでいる橋梁の対策も及ばなくなる、県も厳しい財政事情にある中で避難道路を建設している。

国策である原子力発電所立地を理解している我々住民に、安全の心配をさせないで頂きたい。

私は地方いじめに繋がる道路特定財源の一般財源化は反対です。

2008. 1.8

双葉町長 井戸川克隆

#### (4) 双葉町としての悔しさI

「原発事故を振り返って」

平成 23 年 12 月 28 日

双葉町長 井戸川克隆

突然に

しかし、私たちは真面目に電力を首都圏に送ることを誇りに思っていた、3月11日午後2時46分突然に地球が怒った。危うい原発を壊した、そして安全だといって立地している私たちに嘘を付いてきた原子力学会の正体を世に知らしめることになった。それを地球が、私たちに注意をしたんだと思う。

石原東京都知事が「罰当たり」といったことを、今は少し理解できる。しかし、なんとも切ない、罰当たりなんかでは無い。

エネルギー改革がCO2削減の美名の下に、世界中で原発建設ラッシュになろうとしていた。安全運転のための技術者が育たない中で、建設することへの警鐘なのかもしれない。

その結果、世界中で原発は危険だという世論が主流になり、流れは止まってしまった。私たちは、世界最大の原発被害者になってしまったことは大変辛い。終わりの見えない旅に「避難指示」だけの言葉で、故郷を離れている。

慰問にこられた方の歌う「ふるさとの歌」は、私たちにはとっても耐えられない悲しい歌になっていることを、皆さんには分かってはもらえない。

事故収束について

事故現場は少し環境が改善されたと聞くようになった、当時、地獄を見た方の便りを見るようになってきた。ちり紙に遺書を書いたという方の話を聞いた時、涙が止まらなかった。多くの方が死を覚悟されたのだった、政府はこのような方をどのように思っているのでしょうか。彼らは日本の恩人です。

しかし、恥ずかしいのは、未だに嘘をついている人たちです。事故は終わっていません、いままも神経質で微妙なバランスの中で安定化させているのです。

私も以前は修繕屋でした、物を言わない相手に五感と経験を屈指して対することは、一瞬の油断も出来せん、しかも死と向き合うことなどは大変なことです。

膨大な部品の集まりを正常にして安定化することは、今の状態では無理です。

それなのに、野田総理は「事故は収束した」と発表しました。現場を知る者としては、とんでもないことだと思います、私は認めるわけにはいきません、現場の方にやる気を失わせることになってしまうのが心配です。

世界最大の事故なので、慎重に検査基準を作り検証し、手順ごとの下検査をさせて、私だったら現場に入って直接完了検査の確認をしてから公表します。誰もが認める検査プロセスでなければ、信用は得られません。

## 除染について

東日本中、除染で持ちきりです。私は簡単なことではないと考えています、事故前の発電所内では閉鎖空間で、除染をして放射能を取り除き、計測し安全を確認してから作業していました。計測するのは有資格者で、作業中の監視も有資格者の管理の下でしか、作業は出来ませんでした。しかも除染水は厳重に管理されていました。

双葉町としては、除染はしなければならぬと考えていますが、技術的にまだ確立されていないとの判断から行ないません。早く良い方法が見つかることを、期待しながら待っています。

また、除染作業に従事する町民が、更に被曝することを恐れています、被曝してしまった方の補償も確立されていません。

私は生涯補償をつけるべきだと思います、町民が大手企業の下働きで、使い捨てにされることは許しません。

町民の皆さんが早く帰りたいと思う気持ちは理解できますが、これ以上被曝をさせる訳には行きません。子々孫々まで、繁栄することを優先にしなければ

ばなりません。

やがて確実な方法で放射能の除去をしたいと考えています。

## 中間貯蔵施設について

初めは双葉郡から、大熊町に、双葉町にと狭めていく世論作りで、進めて行くのですが簡単には応じられません。

福島県内の放射能汚染は、本当にひどいと思います、早くどこかへもって行けという気持ちは私も同じです。その中でも違いがあることも事実です、住む環境は健全で放射能だけが要らない地域、放射能が無くなれば住むことのできる地域、放射能の除去とインフラを整備復旧すれば住むことができる地域、そして放射能が除去できない地域とに分類される。

除去も住む希望も持てない一番ひどい地域とされる双葉と大熊が、事故の世界最大の被害者になっている。ここに中間貯蔵施設を作れということは、誰にも言われたくない。私たちは誰よりも早く帰りたい気持ちと、放射能をどこかに持っていけと、加害者に声を大にして言いたい。両町民の多くの意見を私は代弁したい。

なぜ、一番放射能濃度の濃い地域にと皆さんは思うのでしょうか。まずここから議論をしたいと思います、原因者は誰か、責任者はどう責任を取るのか、誰が負担をするのか、被害者に責任はあるのか、被害者に責任をかぶせることが可能か、放射能被害者に元の生活をするなどと言える人は実在するか、生活権を取上げることなど、まだまだ多くの疑問があります。

また多くの課題も在ることを申し上げたい。これらの解決なしで中間貯蔵施設が出来るものではありません。

次世代の子供たちの意見も聞かなければならないし、引き受ける明確な理由が必要です。

被疑者不詳のまま、立地に頼みに来ることを許す訳にはいきません。私が責任者ですと名乗り出ても、どうにもならないくらいの規模の世界最大の被害です。

私たちに「日本は世界一の技術で絶対安全」といい続けてきた人を含む、原子力学会の全員が加害者であると思っています。この人たちが罪を償うことも無く、環境省は中間貯蔵施設で、職場を作ろうとしています、300年間管理してから土地を国へ返すなどという構想です。30年もすれば半減期が過ぎてほとんど無害になるでしょう。良く考えてください、中間処分場には管

理しなければならないことはほとんどありません。ここも議論しなければなりません、仮説ですが住民を遠ざけて悪徳企業がほくそんでいる映画を思い出します。

正月をこのような方たちは家族円満に我が家で、畳の上で幸せに過ごすのでしょうか。私たちは、私たち善良な避難民は出来ないのです、したくても出来ないのです、我が家に帰れないのです。皆、避難している善良な方たちが、年賀状を喜んで見られないのです。こんな私たちに中間貯蔵施設を作れという人は誰ですか。

### 肉体の除染について

私たちは3月11日から被曝を繰り返しています、どうして止めないのですか。これほどの被爆者を出し続けていては、世界から原子力輸出国として認証されるのか疑問ですし、国家の恥じだと思っています。

地域の自然と同じく、肉体の除染をしないでいることは、何の意味もありません。本当の効果とは、肉体の除染することです。意味の無い言葉が巷で流布されていますが、被曝すること全てがいけないのです。発症するかしないかの議論で、罪隠しにはならないのです、自然界以外の被曝の全ては、要求しない迷惑なものを浴びせられていることとなります、これこそ迷惑な犯罪にあたるものではないのでしょうか。何ベクレルとか何ミリシーベルトとか、以上とか以下とかは関係ないのです、自然界に無い放射能は全て迷惑なものなのです。

このように考えると、多くの専門家と称する方たちの安全基準とは、全く意味の無いもののご理解いただけるでしょう。

被曝している我々は、一刻も早く体の除染を加害者に求めなければなりません。多くの被曝について安全といった人たちに、損害賠償を求めなければなりません、皆さん団結しましょう。

## (5) 双葉町長としての悔しさⅡ

### 「今年を振り返って」

平成23年12月28日

双葉町長 井戸川克隆

#### 一変する

3月11日午後2時46分突然地球が怒った。そして危うい原発を壊した、絶対安全だと私たちに言ってきたことが嘘になった、原子力産業に係わってきた多くの人々が作ったものが虚像で、反対してきた人が正しかったことが証明されてしまった。

その結果、私たち町民は避難を余儀なくされた。政府からの「避難指示」の四文字だけで町を出ることになった。県から川俣町に避難するように言われた記憶がおぼろげになっている。

その後は、誰から指示も無く彷徨っている、因果関係も責任の所在も明確にしないまま、「事故の収束」をしてしまった。我々は一体何のために町を壊され、町民が被曝をさせられて、避難生活を送っているのか、理由がわからなくしてしまった。

多様な情報が発達している時代に、何と言う暴挙に政府は出たものか、犯罪の上塗りをしただけに過ぎない。私たちには、国内に交渉相手がいなくなってしまうと、思うのは考えすぎであって欲しい。

#### 事には順序がある

起承転結、日本語は非常に良く出来ている、最近、起承転結を語る政治家が少ないように思う、原発事故では、あいまいな表現しか聞かない。

昔、論理学を覗いたとき、強弁・詭弁について面白いなと読んでみた、このことが今、大いに役立っている。相手の話を聞くとときに裏づけの無い話は、大抵雑音にしか聞こえない、根拠のある話は心に届くものだ。

このため何を言っているのか分からないときがある、原発が事故を起こしたのが「起」であり、原因を公正な第三者機関が検証しなければならない、

「承」は、現場ではあらゆる知恵と技術を駆使して制止することである、外部は被害拡大の抑止と救済をすることである。しかし、このことが出来ていない。

抑止とは、被ばく被害の拡大防止に全力をあげることだ、今も拡大し続けているのは本当に残念だ、従来の自然放射能以外の放射能に浴びるのは被

曝をしていることである、値の大小には関係ないことだ。また、避難生活は本来あるべき姿ではない、仮設に入れられる理由は、まだ立証されていないことに気づいて貰いたい。住民は町村長に文句を言うのではなく加害責任者に言うこと、大きい声を出して大いに言うことなのです。今を満足されている方はいない筈です。

従って、「承」から「転」に早く入ることしか道はありません。これは今以上の環境を大急ぎで準備することです。すなわち「結」には時間がかかります、

政府はポケットに手をいれていないで、新聞報道で露払いさせることでなく、手を差し伸べて救い上げ、足を使って見て回り、足らないところには、足してあげるようにすることです。もし嫌なら、私たちにお金と権限をください、大いに役立てて見せます。私たちに日本の地方政治を変えさせてください。

「結」は時間がかかるどころと、すぐ出来るどころとがあります。放射能の濃度による困難さがあるのは、事実として受け止めます。各町村はしっかりと放射能濃度を自身で計測して、住めるのか、住めないのかを判断して「結」を求めることとなります。双葉町は非常に残念ですが、すぐには住むことが出来ないと考えています。従って「結」は後になります。

## 決め方

従来、原子力発電所を着工するまでは、多くの課題提起・解消と手続きを経なければなりませんでしたが、しかも立地に対する交付金も明示されていました。多くの条件を提示して、立地住民の理解を求めて合意を得てからしか着工出来ませんでした。安全協定なども準備し合意の手順を経ました。

幸いに、政府は今度の事故は収束したと宣言しました。従って、緊急との理由から多くある手続きをしないで、中間貯蔵施設を作るわけには行きません。

日本で初めての施設なので前例がありません、最終処分場の決定など多くの課題を慎重に、検証・確認・承諾の手続きを経て進めるのが良いと考えています。

立地される地域の、子々孫々まで影響される施設ですので、政府はしっかりと説明と責任のあり方、町民の生活権を左右するという大事なことなので、どんなに政権が変わろうと保証された確約が出来るか、また30年後には完全に住める環境にすること、貯蔵されたものの完全撤去、戻って生活を始めるときに周辺地域以上の整備していることなどが、無ければ建設の理解は得られないと思う。

それにしても政府は大変な作業が待っていることを認識して、沖縄の基地のように住民の理解なしでは、進まないことを前例にして取り組むことが大事です。

国・県・町だけでは決められません、住民が決めなければ無利です。

## 肉体の除染

私たちは3月11日から被ばくを繰り返しています。どうして止めないのでしょうか、これほどの被ばく者を出し続けているのは理解できません。

原発を輸出したいと言っても世界の国民は輸出国として認証してくれるのか疑問です。自国民の健康に責任を持たない国を、私は信用しません。

一番急がれているのは肉体の除染です、私は死の灰を浴びました、鼻血が出ています、このことは早いうちから検査と対策を、時の官房副長官にも申しあげていますが置き去りです。町民約300人も強度の被ばくをしています。

事故前の原発の「止める」「閉じ込める」「冷やす」を違えて、事故後は、多くの県民が被ばくしていることを「閉じ込める」、発言や要求を「止める」、時間をかけて民衆の気運を「冷やす」ことになっているようです。

住む場所の除染も大事ですが、目的は人体の被ばくを防ぐことなのです、被ばくしている人の除染をしないでいることは、行政の不作為で大変重い犯罪です。住環境の除染を早くやり不安を止めようとすることは理解しますが、同時に体も除染をやるものと思います。肉体の除染をやる技術がないというのは、やらない理由にはなりません。政府の早く事故を収めたいという思いは、かえって深みに入りそうな気がします。

先にも述べましたが、被ばくについておかしな話が県内には蔓延しています、発症するか、しないかの議論に席卷されていますが冷静に考えてみてください。被ばくとは自然界に存在する放射能の影響は言いません、自然界以外のいわゆる、今回の事故の原因による放射能に晒された場合は、「全て被ばくした」ことになります。濃度が濃いか、薄いかではありません、何年後に発症するかとか、発症したかとか、しないかではないのです。安全神話に惑わされてはいけないと思います。

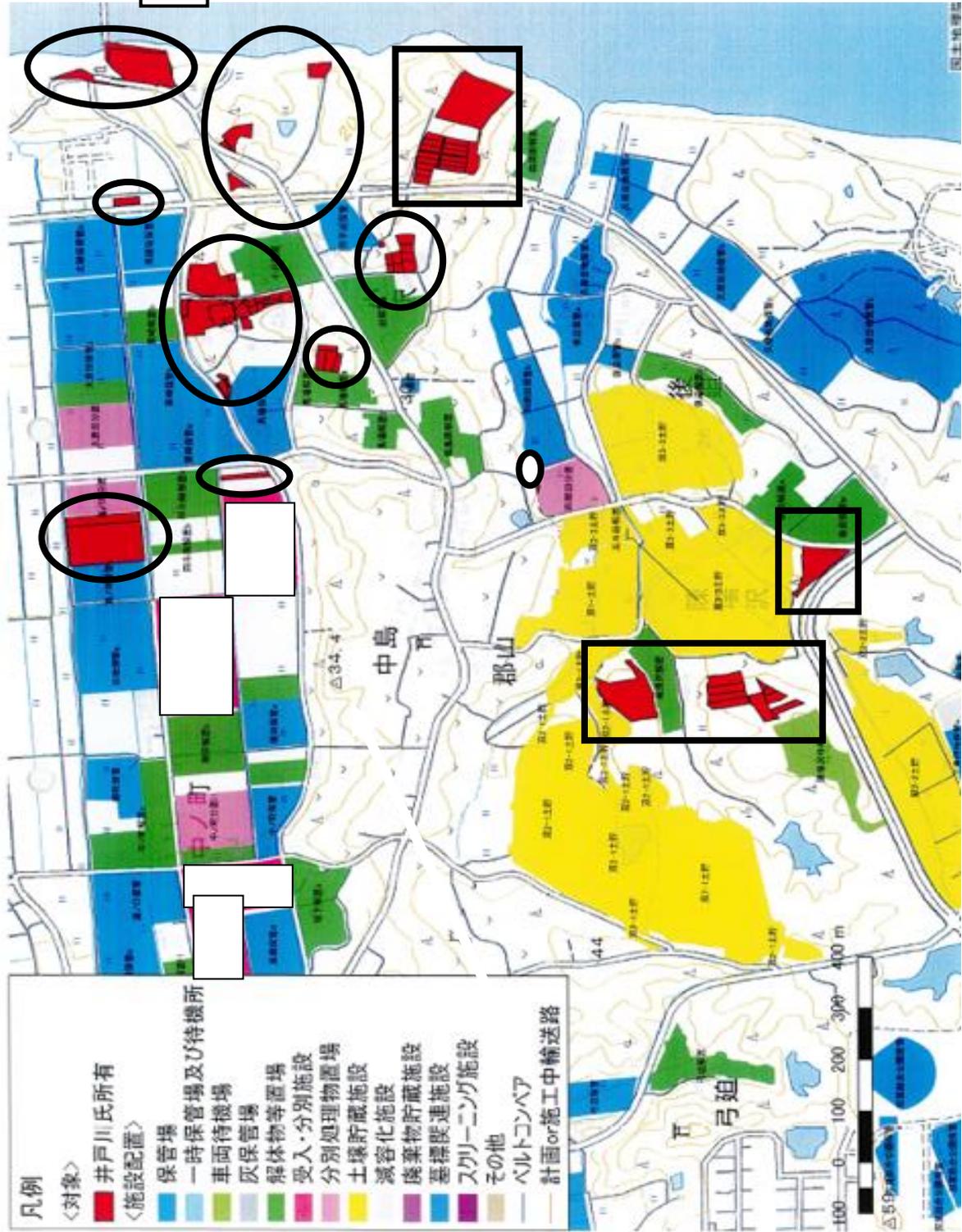
汚い話ですが「ウンコ」を掛けられて、濃いとか、薄いではありません、大変迷惑なことに変わりはありません、どなたでも怒るでしょう。

体の除染をいち早く取り組むべきです。

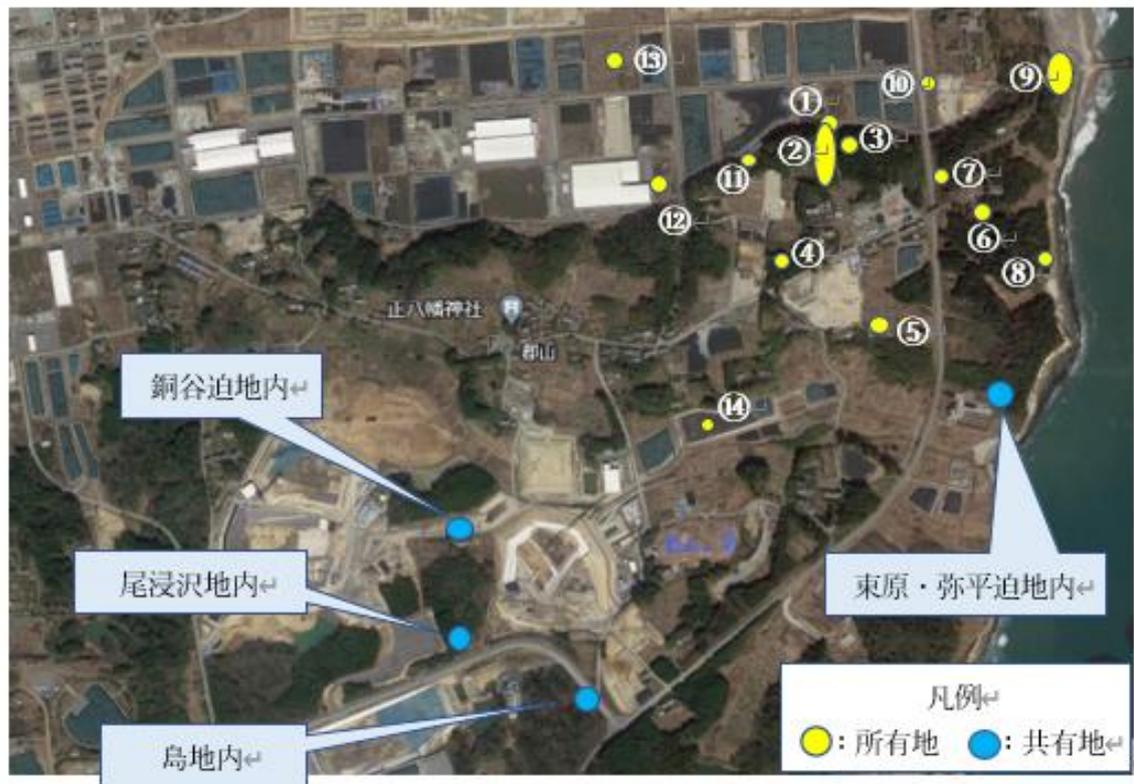
(6) 不要な中間貯蔵施設計画の現状

ア 中間貯蔵施設計画内の所有地の配置図

-  原告所有地を示す
-  原告共有地を示す



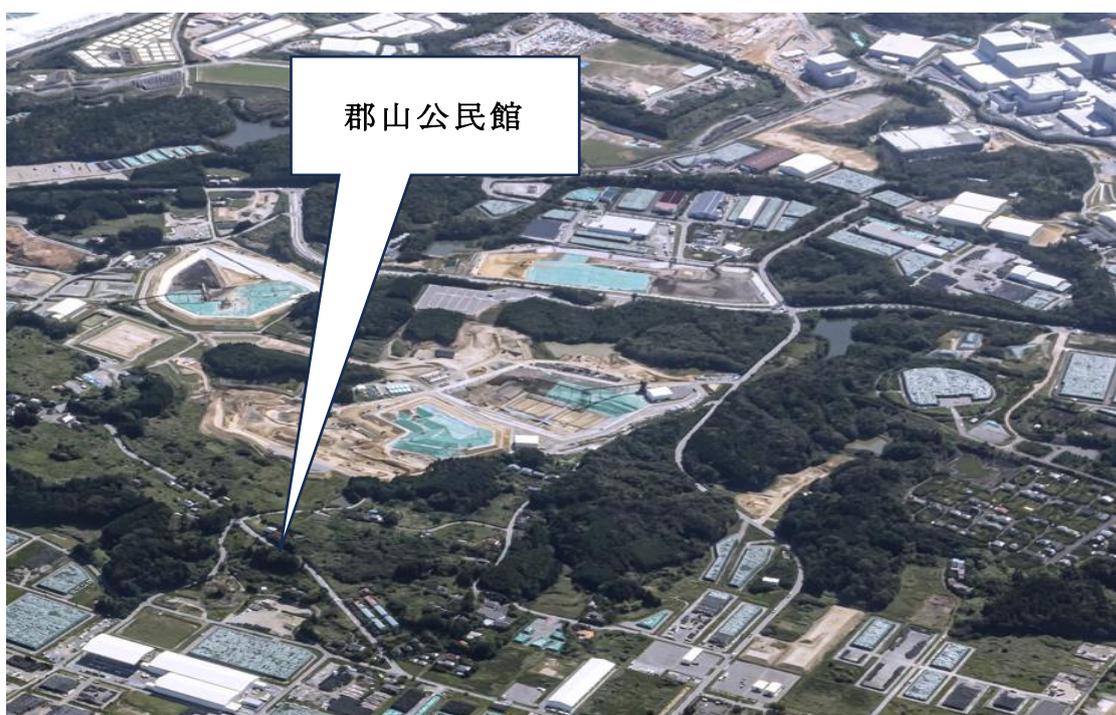
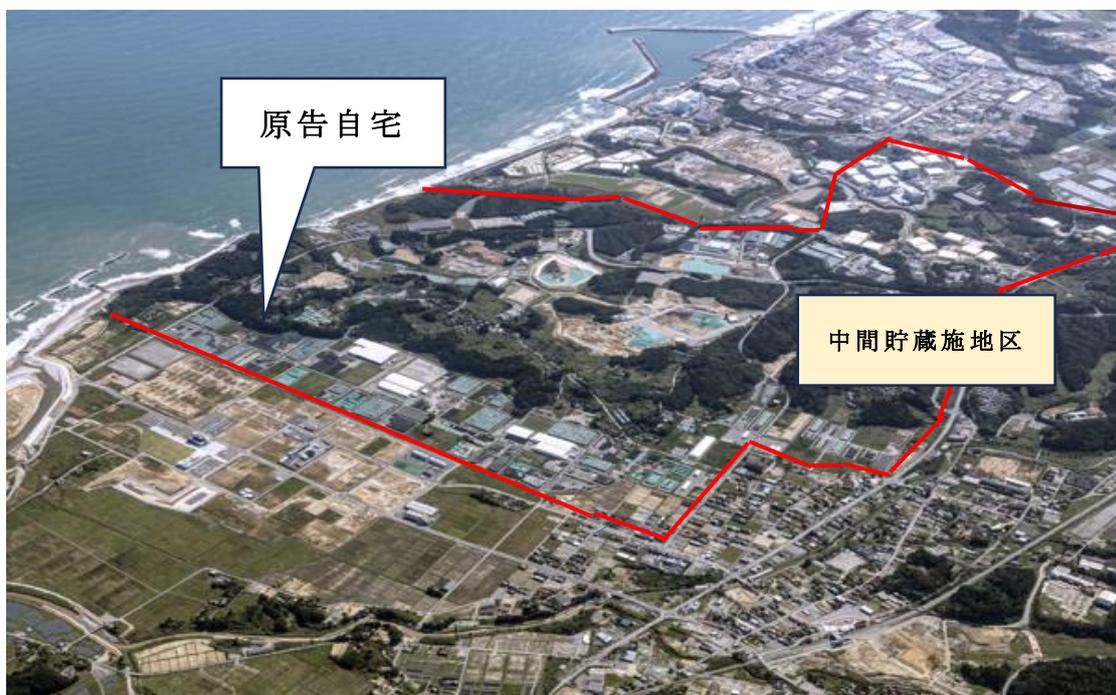
イ 中間貯蔵施設計画内の所有地の配置図（衛星画像）  
 いずれにも手を加えていない（国には未売・未貸）



- ①：馬場 115-1、116-1、116-2、116-3、117-1、117-2、121、142-3、栗崎 14-1 番地
- ②：小沢 28-1、28-2、30、31、34、35、36、40-1、41-1、42-1、49、50、89、番地
- ③：小沢 50-1、88、（43-1、49、89 筆界未定地）番地
- ④：馬場 62、76、77、78 番地
- ⑤：台 8-2、10、11、12、14、16、17、18、19 番地
- ⑥：沼ノ沢 56-3、58-1 番地
- ⑦：小沢 67-1 番地
- ⑧：沼ノ沢 64-5 番地
- ⑨：沼ノ沢 4-1、4-5、4-8 番地
- ⑩：南磯坂 9-1 番地
- ⑪：栗崎 14-1、30、33-1、33-2、34、35、37、38、61 番地
- ⑫：四斗蔭 174 番地
- ⑬：四斗蔭 162-1、162-2 番地
- ⑭：小譲 86-1 番地

ウ 中間貯蔵施設設計画内の所有地の配置図(空撮)

中間貯蔵施設 (双葉町) 2020.10.2





エ 双葉町役場庁舎内屋上からの眺望により確認

2019.3.10 (南方)



(西方)



(北方)



(東方)



## むすびに

当該、現地進行協議に際して、東京地方裁判所民事第50部の裁判長をはじめ裁判官の皆様のご配慮により、現地進行協議が無事済みしましたことに対し、心から感謝申し上げます。

当日の準備不足で、スクリーニング検査会場において予想外の時間がかかり、巡回時間に不足が出てしまい、十分なお説明ができなかったのが、第一の反省ですが、それでも精一杯対応をしました。

本件、原子力発電所の事故は、原告にとって想定外のことであり、事故後の対応はもっと多くの想定外でした。

想定外を語ると未だに言い切れませんが、ウソによる発電所所在町の双葉町並びに町民に対しての責任転嫁について、多くを語らなければなりません。

先ず、本日ご覧いただいた双葉町の現状は、被告国が規制義務をしっかりと果たしていれば起こる事のない事故により、前頁に示しました住宅地図がそのまま、今も使うことができます。原発は地震と津波で、なす術もなく壊れました。これを防止させる役目を担っていた、原子力安全・保安院の責任放棄により、事故が発生したのです。原告には、規制義務はありませんので、本件事故によって何も失うこともなく、自助によって汚染された町に住む義務はありません。勿論、双葉町民も同じです。被告国は卑怯者です、無垢な町民を、100ミリシーベルト以下とか20ミリシーベルト以下とかを語って世論を騙し、炉規法上あり得ない強度の汚染地帯に戻しています。これは、ウソと騙しという犯罪です。

規制義務のない双葉町民を、ウソの言いふらしにより、双葉町に戻して、復興したなどと語る被告東電は、発電所内の放射線管理を行ってきた経緯と実績を隠ぺいし、原子力産業の申し子の国際機関の名をかたり、安全だと騙している。

まともに計測すると、被告東電の言う「C/D」区域が存在する場所が、点在している双葉町の現状である。被告東電の教材（本書43頁には、半減期が長いものでは数千億年のものがある）に、記していたのが証拠です。

歴史は変えられない。因果応報も変えられない。ポジションも変えられない。

原告は、事故を「前期」「初期」「中期」「終了期」と位置付けて考えている。この詳細については後述することになっている。

さて、当、現地進行協議における原告の意見は、準備に1年以上費やし、去る令和5年11月29日15時過ぎに終了したが、東京地方裁判所の皆様には、休憩、飲食のできない環境の双葉町においでいただき本当にありがとうございました。本来であれば、福島県警が現場検証を行っていただければこのような作業は省けたのですが、なぜか、本件は現場検証が行われておりませんので、止むを得ませんでした。

本件事故は、民と民の事件ではなく、事故発生者被告東電による、双葉町という地方公共団体並びに双葉町民の先住特権侵害事件ですが、なぜか司直が動かない奇異な事件です。

当現地進行協議に際して、さまざまなことを主張しましたが、原告には、本件事故による、如何なるウソや偽装に騙される義務は存在しません。ウソや偽装はメッキのようなもので、一時期は成功しますが、時間の経過とともに剥がれ落ちるのが常軌です。

現在の双葉町を目指して入ってくる企業や民間人は、事故前の約束事や放射線の及ぼす知識など知る由もなく、功名心と私利を目指してやってきている。現在の双葉町は、昔のような開拓精神を掻き立てられて移住した南米移民や、満州開拓団民等のような姿を呈している。

むすびに、ウソはやめた方がよい。ウソで方向を見誤らせたり、償いを免れた場合、それは「詐欺」という犯罪であることを自覚するべきである。特に、「内閣府原子力被災者生活支援チーム」に20ミリシーベルトを偽装させ、被ばくをさせられない権利を奪った行いに対し、自戒の念を含めて、国民、被災者に謝罪すること求める。

おわり